

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	80 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	60 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	111 件
国民年金関係	59 件
厚生年金関係	52 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、大学を卒業し、昭和 62 年 10 月に上京した後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点及び申立期間直後の昭和 63 年度の保険料を納付した平成元年 4 月時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能であったこと、申立人は、2 年 1 月に申立期間直前の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を納付していることが確認でき、被保険者資格取得月まで遡って保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、両親に勧められて、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料の納付時期の記憶は定かではないが、申立期間の保険料を遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間後の住所変更手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳で確認できる。

また、申立人に国民年金の加入を勧めたとする母親は、国民年金に任意加入した昭和 42 年 1 月から 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 62 年 7 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立人は、申立期間直後の 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年3月、46年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月  
② 昭和46年7月及び同年8月

私は、20歳になった昭和44年\*月に市の職員が自宅を訪れた際、国民年金の加入手続きを行い、20歳になった月から何か月分かの国民年金保険料を国民年金手帳に印紙を貼って納付した。また、46年7月に会社を退職した際、国民年金の再加入手続きを行い、送付された納付書により金融機関で保険料を2か月分納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ1か月及び2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時申立人と同居していた申立人の父親は、申立期間の自身の保険料を納付しており、加入期間の保険料をおおむね納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、印紙検認により当該期間の保険料を納付したとする方法は、当該期間当時申立人が居住していた市の現年度保険料の納付方法と合致している。

申立期間②については、当該期間に係る被保険者資格の喪失手続きが昭和46年10月14日に行われたことが上記市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該手続き時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、交付された納付書により金融機関で納付したとする納付方法は、当時の上記市の納付方法と合致しているほか、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年3月まで  
② 昭和59年4月から60年12月まで

私は、会社を退職し、自営業を始めたときに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。その後、保険料の納付を「10年先延ばし」してもらっていたが、10年以内に追納したはずである。申立期間①の保険料が免除とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和57年9月から59年3月までの期間については、申立人は、厚生年金保険加入中の平成3年11月から居住していた市で「今なら国民年金保険料を納付することができる。」との説明を受け、夫婦二人分の保険料を数回納付した記憶があると説明しており、当時同居していた元妻は当該期間の保険料の追納申出を4年9月及び5年9月に行い、追納していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和56年4月から57年8月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申請免除期間の保険料は国民年金法に基づき、10年以内に追納することは可能であったが、申立人の元妻が当該期間直後の保険料の追納申出を行ったことがオンライン記録で確認できる平成4年9月時点では、当該期間は時効により保険料を追納することができない期間であるほか、当該期間は元妻も追納ではなく申請免除と記録されているなど、当該期間の保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連

資料が無く、申立人は免除申請を行ったのは1度だけであり、昭和56年4月から59年3月までの3年間は免除になっているのであれば、その後の期間も免除されていたはずであり、その保険料も追納していたと説明しているが、当時、免除申請書を一括して受け付けることが可能であった期間は最大3年間であり、4年目以降は新たに免除申請を行う必要があったほか、当該期間は元妻も申請免除ではなく未納と記録されているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、当該期間の保険料を追納したと説明しているが、追納の対象となるのは、「免除された保険料」であり、当該期間は、記録上免除期間とされていないこと、及び前述のとおり免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、保険料を追納することはできない期間である。

さらに、申立人の希望により実施した当委員会での口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や具体的な追納に関する説明が無く、申立人が申立期間①のうち昭和56年4月から57年8月までの期間及び申立期間②の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年9月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで  
私は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を全額免除してもらっていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金に加入している期間の国民年金保険料は全て免除申請しており、申立期間直前の免除申請は平成6年3月18日に、申立期間直後の免除申請は7年5月31日に行われていることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間及びその前後の期間は、申立人は大学生で、主に親からの仕送り収入で寮生活をしてきたと説明しており、住所や経済状況等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

また、申立人は、20歳になってから大学の友人に保険料の免除を受けることを勧められ、当時居住していた市の市役所で平成6年5月頃に申立期間の免除申請の手続を行ったと説明しており、当該時点では申立期間の保険料の免除申請を行うことは可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年11月まで

私は、昭和51年10月に会社を辞め、すぐに国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付し続けてきた。保険料の未納期間があれば必ず納付していた。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記録欄には、昭和51年10月27日に国民年金に任意加入し、申立期間後の58年12月21日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されているほか、申立期間直前の51年10月から57年12月までの期間は、付加保険料を含む保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人は申立期間及びその前の期間を通じて住所や夫の職業等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 53 年 4 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、A市のB出張所（当時）で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 4 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、A市のB出張所で申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と述べており、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、53 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人は、申立人の元夫が厚生年金保険に加入した昭和 58 年 10 月に強制加入から任意加入への種別変更の届出を行っていることが確認できるほか、同手帳には被保険者でなくなった日が 61 年 3 月 25 日と記載され、申立人が当時居住していた市のゴム印が押されていることから、申立人は種別変更手続や国民年金の資格喪失の手続を適切に行っていることが確認できる。

さらに、申立人が保険料を納付したとするA市のB出張所は、申立期間当時存在し、保険料の収納業務を行っている。その上、申立人が納付したとする申立期間の保険料の納付金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間の直前の保険料は、オンライン記録によれば、納付済みであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、国民年金の加入手続の記憶は無いが、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していた。申立期間の保険料が夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年1月頃の時点で、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能である。

また、保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立人の手帳記号番号の払出時点からは過年度納付となる申立期間当初の昭和45年4月から保険料の納付が始まっており、申立期間の自身の保険料はおおむね納付済みであるほか、申立期間後の保険料の納付済み期間については、夫婦とも同じ期間の保険料が過年度納付されていることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推察される。

さらに、申立人が居住する区では、申立期間当時、区の集金人による現年度保険料の収納及び県の集金人による過年度保険料の収納が行われていたこと、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人は、夫と当時運営していた店の経営状況はおおむね順調であったと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月  
② 平成7年5月から同年12月まで  
③ 平成8年9月から9年2月まで  
④ 平成9年6月から同年9月まで  
⑤ 平成10年1月から同年5月まで

私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年2月頃の時点で、当該期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であること、申立期間の保険料が未納であり、5年度に未納分の保険料に係る過年度納付書が作成された場合、当該期間を含む3年12月から4年3月までの過年度納付書が作成されたものと考えられ、申立期間①直後の同年1月から同年3月までの保険料は、オンライン記録によると、納付日は不明であるものの過年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、氏名及び手帳記号番号が特定されている状況下で、約3年間という期間において行政が近接してこれだけの回数の事務処理を続けて誤ることも考え難いなど、申立人が申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月  
② 昭和41年4月から42年3月まで  
③ 昭和45年7月から平成11年1月まで

私は、国民年金制度発足時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。また、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付しており、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫の年金手帳から、申立期間のうち、41年4月から同年12月までの保険料は、42年1月26日に、同年1月から同年3月までの保険料は同年3月15日にそれぞれ現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳には検認印が押されておらず、申立人は申立期間当時に居住していた区で納付書により納付した記憶が曖昧であること、また、申立期間③については、申立人の特殊台帳には不在被保険者確認年月日昭和47年7月と記載されており、47年7月の転居後の住所が把握されておらず、納付書は送付されなかったと考えられること、申立人が一緒に納付したとする夫も当該期間の保険料が未納であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年8月まで  
② 平成2年1月

私は、昭和63年4月頃に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料については平成元年の春頃に親からもらったお金で一括納付し、その後の期間の保険料は自分で定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年9月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は当該期間の前後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和63年4月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は平成3年9月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年12月まで

私は、結婚後、二男が生まれる前の昭和52年頃に区役所出張所で国民年金の加入手続きを行った。その際、出張所職員から夫婦の過去2年分の国民年金保険料を納付するように勧められたので、郵便局で保険料5、6万円くらいを一括で納付した。その後は、私が定期的に夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間直後の51年1月から同年3月までの保険料は過年度納付されているほか、申立人が郵便局で一括納付したとする保険料の金額は、当該払出時点で、夫婦二人分の過年度分及び現年度分の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年11月まで  
私は、親に言われて国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人に国民年金の加入を勧めたとする両親は、国民年金制度発足当初から自身の保険料を納付し、満額の国民年金を受給している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和59年1月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間後の種別変更手続きを適切に行っていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月  
② 平成2年2月

私は、昭和63年8月頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を全て納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年9月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、同年8月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の時期が記載されており、国民年金の再加入手続が行われていたと考えられることから、申立人は、申立期間を含めた平成元年度の保険料の納付書が作成され、申立期間の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年10月から49年3月まで  
② 昭和50年10月から55年12月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和54年4月から55年12月までの期間については、申立人は、自宅に郵送されてきた納付書を利用して、当時居住していた住居の近くにあった金融機関で国民年金保険料を納付していたと説明しており、その内容は、当時の保険料の納付方法と合致し、納付していたとする金融機関は当該期間当時には開設されており、保険料の収納を行っていたことが確認できる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年6月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、昭和47年に結婚した申立人の妻は当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和50年10月から54年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期、加入場所及び当該期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付の実施期間であるものの、申立人及びその妻はこの制度の利用も含め保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 10917

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月

私は、会社を辞めた後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 10 月頃に払い出されており、申立人の妻が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には申立期間が第 1 号被保険者と記載されていることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う妻の資格種別変更処理が平成 2 年 3 月 19 日に行われ、申立期間の保険料は同年 4 月に納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が区役所で国民年金の再加入手続をし、申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月、8年1月、同年5月、9年7月、10年6月、11年1月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から53年3月まで  
② 平成7年1月  
③ 平成8年1月  
④ 平成8年5月  
⑤ 平成9年7月  
⑥ 平成10年6月  
⑦ 平成11年1月  
⑧ 平成11年5月

私の母は、私が学生であったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、妻が私の保険料を口座振替で納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②から⑧までの保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑧までの期間については、当該期間はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人は当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年6月に払い出され、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、63年4月以降の保険料は、当該期間の保険料を除き翌月に定期的に納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時に申立人は学生であり、国民年金の任意加入適用期間であることから、申立人の手帳記号番号が払い

出された昭和 55 年 6 月時点では、当該期間に遡って保険料を納付することができないほか、申立人は母親から年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 1 月、8 年 1 月、同年 5 月、9 年 7 月、10 年 6 月、11 年 1 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月及び平成6年10月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年6月  
② 平成6年10月から7年3月まで

私は、会社を退職する都度、国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の昭和52年11月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、当該期間直前の52年7月から54年5月までの保険料は現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人の妻は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う自身の当該期間の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きは申立人が行ってくれたと説明しており、当該種別変更手続きは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の平成6年10月に行われていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和57年4月から58年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、昭和57年4月に会社を退職する際、人事担当者から退職後はすぐに国民年金に加入するよう言われたため、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で1年分の国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和57年7月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付することが可能である。また、申立人は、申立期間直後の58年4月から59年3月までの申請免除期間の保険料を平成4年に追納しており、申立期間を除き申立人の国民年金の加入期間の保険料に未納は無い。

また、申立期間は12か月と短期間であり、さらに、申立人の国民年金の加入契機並びに申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付方法についての記憶は具体的であり、申立人が記憶している納付金額も申立期間の保険料額と一致している。

加えて、申立人は、「退職した会社には、一人暮らしではなく、実家から通っていたため、金銭的にはかなり余裕があった。」と述べており、申立人の申立期間の直前における厚生年金保険加入期間の標準報酬月額記録から、申立人には申立期間の保険料を納付するに足る資力があったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和36年4月から37年3月までの期間、同年10月から38年3月までの期間、39年4月から40年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年10月から38年3月まで  
③ 昭和39年4月から40年3月まで  
④ 昭和45年10月から46年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、A区に居住していた申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、私が自動車に乗ってA区の出張所で納付した。また、B区に移った後の申立期間の④の保険料については、私の母が納付した。申立期間の①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年3月31日に払い出されていることが確認できることから、申立期間の①、②、③及び④はいずれも国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間の②の保険料については、B区の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されているが、オンライン記録では未納となっている。昭和37年4月から同年9月までの期間、42年10月から43年3月までの期間及び44年10月から45年9月までの期間の保険料については、前述の同区の国民年金被保険者名簿では、納付の記録が無いが、オンライン記録では、納付済みとなっている。これらのことから、申立人に係る保険料の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

さらに、申立期間の①、②、③及び④は、それぞれ12か月、6か月、12か月及び6か月と短期間であり、当該期間の間の期間及び申立期間の④の後の期間の保険料は納付済みである。



その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②、③及び④の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は平成11年4月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年4月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に平成11年4月1日から同年10月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「賃金台帳等は保存期限経過のため保有していないが、申立人の申立期間に係る在籍は確認できる。」と回答していることから、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者の資格取得日を平成11年4月1日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から10年2月28日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年2月28日より後の同年3月3日付けで、9年12月1日に遡って30万円の随時改定が行われ、さらに、10年3月13日付けで、9年12月の随時改定を取り消し、7年10月に遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「厚生年金保険の届出等の手続、会社の代表者印の管理は元代表取締役の父親が行っており、標準報酬月額が引き下げられたことは知らなかった。自分は営業を担当していた。」旨供述しているところ、元代表取締役は、「平成5年頃から会社の経営が悪化して保険料の滞納が発生した。社会保険事務所から標準報酬月額を遡って引き下げる指導を受けた記憶がある。」旨供述している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前の被保険者は、申立人の他に従業員一人が確認できるが、当該従業員から回答は得られず、元代表取締役の供述により、申立人は上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断するのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所

でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 25 日は 60 万円、同年 12 月 25 日は 50 万円、17 年 7 月 25 日は 70 万円、19 年 12 月 25 日は 58 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 25 日  
② 平成 16 年 12 月 25 日  
③ 平成 17 年 7 月 25 日  
④ 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月25日は60万円、同年12月25日は50万円、17年7月25日は70万円、19年12月25日は58万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 25 日は 60 万円、同年 12 月 25 日は 50 万円、17 年 7 月 25 日は 70 万円、19 年 12 月 25 日は 58 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

基礎年金番号 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 16 年 7 月 25 日  
② 平成 16 年 12 月 25 日  
③ 平成 17 年 7 月 25 日  
④ 平成 19 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月25日は60万円、同年12月25日は50万円、17年7月25日は70万円、19年12月25日は58万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 25 日は 35 万円、19 年 12 月 25 日は 34 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 25 日  
② 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 25 日は 35 万円、19 年 12 月 25 日は 34 万

1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から41年4月1日まで  
平成22年9月に、日本年金機構から届いた「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認についてはがきを見て、脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年4月1日の前後の各5年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たしている申立人以外の3名に脱退手当金の支給記録が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は法定支給額と258円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、約4年と長い当該被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和46年8月26日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年8月26日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日は、当初、昭和46年8月26日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年11月2日付けで、遡って当該記録が取り消され、同年4月30日に訂正されたことが確認できる。

また、申立人と同様に20人の従業員の資格喪失日の記録が遡って昭和46年4月30日と記録されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間に法人事業所であったことが確認できる上、常時5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る資格喪失日を昭和46年4月30日に遡って訂正する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和46年8月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 17 年 7 月 15 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「給与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 14 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
17448	男		昭和11年生		平成17年7月15日	24万3,000円
17449	男		昭和15年生		平成17年7月15日	22万1,000円
17450	男		昭和30年生		平成17年7月15日	30万円
17451	女		昭和30年生		平成17年7月15日	16万6,000円
17452	女		昭和37年生		平成17年7月15日	18万4,000円
17453	女		昭和21年生		平成17年7月15日	11万2,000円
17454	女		昭和31年生		平成17年7月15日	12万4,000円
17455	男		昭和28年生		平成17年7月15日	21万6,000円
17456	女		昭和39年生		平成17年7月15日	18万5,000円
17457	女		昭和16年生		平成17年7月15日	5万2,000円
17458	女		昭和32年生		平成17年7月15日	11万3,000円
17459	女		昭和50年生		平成17年7月15日	11万5,000円
17460	男		昭和48年生		平成17年7月15日	15万7,000円
17461	女		昭和28年生		平成17年7月15日	3万7,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日を昭和45年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月25日から同年9月21日まで

A社C支店からD社に在籍出向し、日本人常駐職員の営業職として勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社発行の在職証明書及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、当時の資料は無いが、厚生年金保険の加入は強制であったとしており、現在は、海外赴任者の給与から厚生年金保険料を控除するため、海外赴任者の海外給与の一部を国内給与とする取扱いを行っており、当時も同様の取扱いを行っていたとしている。

さらに、A社の当時の総務部長は、厚生年金保険は強制加入で、海外赴任者も当然に厚生年金保険に加入していたと供述している。

加えて、当時、申立人と同様にD社で常駐在員として在籍出向して勤務していた3人のうち、死亡した所長を除く同僚二人は、申立人は同社に継続して勤務しており、申立期間の前後を通じて申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かったと供述している上、当該同僚二人及び所長は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 45 年 7月の社会保険事務所（当時）の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年10月1日、資格喪失日に係る記録を57年2月27日とし、申立期間の標準報酬月額を53年10月から54年6月までは9万8,000円、同年7月から同年9月までは11万円、同年10月から55年9月までは11万8,000円、同年10月から56年9月までは12万6,000円、同年10月から57年1月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から57年2月27日まで  
A社に営業事務として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間及び申立期間の前後の期間にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、連絡先の判明した元同僚及び元従業員の計26人に照会したところ、回答のあった15人のうち、申立人と同一職種であったとする者は5人おり、5人全員が自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると供述している上、当該5人全員に厚生年金保険の加入記録に符合する雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、上記15人のうち11人は、A社では、正社員は全員厚生年金保険に加入させていたとしているところ、元同僚二人と元従業員一人は、申立人は正社員であったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種であったとする女子従

業員の申立期間に係る標準報酬月額記録から、昭和53年10月から54年6月までは9万8,000円、同年7月から同年9月までは11万円、同年10月から55年9月までは11万8,000円、同年10月から56年9月までは12万6,000円、同年10月から57年1月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く納付したか否かについては不明としているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月から57年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年4月16日から同年5月16日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月16日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月16日から同年8月頃まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月16日から同年5月16日までの期間については、雇用保険の加入記録によると、申立人は同年5月15日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、B厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録によると、資格喪失日は昭和44年5月16日と記録されており、A社の元社会保険事務担当者は、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出は複写式の様式を使用していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年5月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

申立期間のうち、昭和44年5月16日から同年8月頃までの期間については、上記元社会保険事務担当者を含む複数の従業員は申立人を記憶しておらず、申立人の退職時期を特定することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 7 月 21 日まで  
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と比較して低いことが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 10 月から 3 年 11 月までは 22 万円と記録されていたところ、同年 12 月 5 日付けで、8 万円に遡って訂正が行われている上、同年 12 月 5 日時点で厚生年金保険に加入していた者はいずれも、申立人と同様、同日付けで標準報酬月額が遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、上記減額訂正について、A社の元代表者及び社会保険事務担当者は、「申立期間当時、当社の経営状態は悪く、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所職員から、標準報酬月額を低くして納付するよう指示された。」旨供述している。

なお、複数の従業員は、「申立人は現場作業員であった。」旨供述していることから、申立人は、当該遡及減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 3 年 12 月 5 日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の上記遡及減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額の上記遡及減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 2 年 10 月から 4 年 6 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間③のうち、昭和58年12月1日から同年12月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年12月1日、資格喪失日は同年12月10日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月25日から54年10月1日まで  
② 昭和55年8月25日から56年10月1日まで  
③ 昭和56年10月1日から58年12月10日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和58年12月1日から同年12月10日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む8人が同日に被保険者資格を取得したが、その後、59年3月6日付で、8人全員の厚生年金保険の被保険者資格が遡及して取り消された上、同社の厚生年金保険の適用も遡及して取り消されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社の解散は平成元年12月\*日であり、当該期間において同社は解散していない。

また、事業実態について、従業員の一人名は、昭和59年の正月前の寒い時期にA社の代表取締役と残務整理を行った旨供述している上、申立人は、同社は58年12月頃まで営業活動を行っていたが、同月に不渡りを出し、同年12月10日頃に債権者会議を開催、その後、倒産に至った旨供述している。

さらに、年金事務所の担当者は、申立人の被保険者資格及びA社の適用の取消しの経緯については不明である旨供述している。

一方、申立人の身分等について、商業登記簿謄本により、申立人は昭和55年8月

20日からA社が解散する平成元年12月\*日まで同社の取締役役に就任していることが確認できるところ、複数の従業員が、当該期間当時に実質的な経営権を有していたのは申立人ではなく代表取締役であった旨供述している上、申立人自身も名目的な取締役であり社会保険の手續に関与していなかった旨供述していることから判断すると、申立人は当該取消処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社は昭和58年12月1日以後に事業実態が無かったとは言えず、社会保険事務所（当時）において、申立人の被保険者資格及び同社の適用の取消処理を遡及して行う合理的な理由があったとは考えられず、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日を事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年12月1日に、また、資格喪失日を同年12月10日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額についても、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要である。

2 申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和56年10月1日から58年12月1日までの期間について、商業登記簿謄本から、申立人が、当該期間当時、代表取締役又は取締役としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年12月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、解散時の事業主とは連絡が取れないことから、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の会計事務を行っていた公認会計士事務所は、当該期間の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年1月31日から同年2月2日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月2日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年4月から同年9月までは53万円、同年10月から6年4月までは50万円、同年5月から7年1月までは30万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額（30万円）を、同年5月から同年9月までは50万円、同年10月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年2月2日まで

A社に勤務した期間のうち一部期間の加入記録が無く、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額も、実際の報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年1月31日から同年2月2日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間もA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月31日）の後の同年2月2日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年1月31日と記録され、標準報酬月額については、当初、5年4月から同年9月までは53万円、同年10月から6年4月までは50万円、同年5月から同年12



月までは30万円と記録されていたが、遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社は、商業登記簿謄本により、上記処理日に法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って上記処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を平成7年2月2日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届けた、5年4月から同年9月までは53万円、同年10月から6年4月までは50万円、同年5月から7年1月までは30万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成6年5月から同年10月までの期間について、申立人から提出のあった当該期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額（30万円）を上回ることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律により、当該期間の標準報酬月額を同年5月から同年9月までは50万円、同年10月は47万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、既に死亡しており、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年7月から同年12月までは59万円、18年1月から同年8月までは50万円、同年9月は59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年7月から同年9月までは59万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は50万円、18年1月及び同年2月は47万円、同年3月から同年5月までは50万円、同年6月から同年9月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間のうち平成18年10月21日から20年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成20年2月1日から同年5月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、当該期間について標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 25 日から 18 年 10 月 21 日まで  
② 平成 18 年 10 月 21 日から 20 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっている。A社及びB社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、特例法を適用し、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①及び申立期間②のうち平成 18 年 10 月 21 日から 20 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、申立期間②のうち同年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成 18 年 5 月を除く期間については、申立人が給与を受け取る際に毎月記入していた請求書において確認できる厚生年金保険料控除額により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、事業主は、「当該請求書の支給額、控除額のとおり給料を支払った。」と回答しているところ、当該請求書に記載されている合計金額は、申立人の取引銀行から提出された普通預金元帳の給与振込額と一致していることが確認できる。

申立期間①のうち、平成 18 年 5 月について、厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いが、上記普通預金元帳により、当該月も同年 3 月及び同年 4 月の給与振込額とほぼ同額の給与振込額を確認できることから、同年 5 月についても同年 3 月及び同年 4 月と同額の保険料が控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額については、上記請求書及び普通預金元帳により確認できる保険料控除額又は報酬月額から、したがって、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額を平成17年7月から同年9月までは59万円、同年10月は44万円、同年11月及び同年12月は50万円、18年1月及び同年2月は47万円、同年3月から同年5月までは50万円、同年6月から同年9月までは62万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、平成18年10月及び19年11月については、申立人から提出された18年10月分請求書及び19年11月分支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間②のうち、平成18年11月から19年10月まで、同年12月及び20年1月については、申立人は厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないが、上記普通預金元帳により、19年11月と同額かそれ以上の給与振込額が確認できることから、当該期間も同年11月と同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、申立人のB社における平成18年10月から20年1月までの期間の標準報酬月額を62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び申立期間②のうち、平成18年10月から20年1月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②のうち、平成20年2月1日から同年5月1日までの期間について、上記請求書、支払明細書及び普通預金元帳により、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人のB社における標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和30年1月25日、資格喪失日に係る記録を31年7月1日とし、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正することが必要である。

また、昭和30年1月から31年6月までの期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月25日から31年7月15日まで  
A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社から定年退職までどちらかの会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社本社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、いずれかの会社において厚生年金保険に加入している従業員に照会したところ、複数の従業員が「申立人は、申立期間にA社本社及びB社に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に、A社本社又はB社に勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る上記被保険者名簿により、同社は、昭和31年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所になったとき（以下「新適時」という。）に被保険者資格を取得している46名のうち、申立人と従業員1名を除く44名がA社本社に係る上記被保険者名簿により、同年7月1日に同社本社において被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立期間当時、同社本社総務部労務課に勤

務していた従業員が、「昭和31年7月15日のB社の新適時に厚生年金保険に加入した者は、A社からそのまま勤務していた。」と述べていることから判断すると、B社は、同年7月1日には厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

また、申立期間当時、A社本社総務部労務課に勤務していた上記従業員は、「申立人については、同社本社で厚生年金保険に加入する手続きをしたと思うが、同社の混乱期で、間違いがあったのかもしれない。従業員全員が厚生年金保険に加入していたので、給与から保険料が天引きされていたと考えられる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和30年1月25日（B社C出張所における資格喪失日）から31年7月1日まではA社本社、同年7月1日からはB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C出張所における昭和29年12月及び同社における31年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の後継会社は連絡先が不明なため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後に算定基礎届及び資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ申立人の資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年1月から31年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和47年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から48年3月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月21日から48年4月1日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社同工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社C工場の回答及びD連合会から提出された中脱記録照会（回答）から判断すると、申立人は、A社C工場に継続して勤務し（同社の関連会社であるE社からA社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の異動日については、上記中脱記録照会（回答）により、申立人のA社C工場における資格取得日が昭和47年4月21日と記載されていることから、同年4月21日とすることが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、上記中脱記録照会（回答）において確認できる申立人のA社C工場の記録から、昭和47年4月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から48年3月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、仮に、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会

があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）は当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月から48年3月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間以前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間の一部の給料明細書、平成6年分給与所得の源泉徴収票等を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは56万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年2月21日）の後の同年5月8日付けで、5年10月に遡及して15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された一部期間の給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できる上、A社が顧問契約を結んでいた社会保険労務士事務所から提出された被保険者台帳では、申立人の標準報酬月額は、平成5年10月の定時決定において59万円（厚生年金保険は53万円）、6年10月の定時決定において56万円と記録されており、訂正前の記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できる。しかし、申立人は、「同社では現場業務を行っていた。」と述べており、同社の従業員は、「申立人は現場で作業し、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは56万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	}	(別添一覧表参照)
基礎年金番号	:		
生年月日	:		
住所	:		

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 20 年 6 月 27 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、平成 20 年 6 月 27 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 8 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
17486	男		昭和53年生		20 万円
17487	女		昭和54年生		20 万円
17488	男		昭和48年生		10 万円
17489	男		昭和49年生		75 万円
17490	男		昭和55年生		50 万円
17491	女		昭和54年生		5 万円
17492	男		昭和51年生		5 万円
17493	男		昭和49年生		5 万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月25日から38年6月21日まで  
② 昭和39年1月8日から同年2月26日まで  
③ 昭和39年4月13日から44年12月21日まで

脱退手当金については、もらった記憶が無いので、年金記録を再度調査し、申立期間の記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間のA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。また、脱退手当金の支給対象の最終事業所であるB社の後、脱退手当金支給決定日までの間に短期間であるがC社及びD社の2社で被保険者資格を取得しているが、この期間についても脱退手当金対象事業所の3社と同一の厚生年金保険被保険者記号番号でありながら、脱退手当金の被保険者期間の計算の基礎とされておらず未請求となっている。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているが、その回答日は、脱退手当金を支給された日（昭和45年8月1日）より後の日付（「45. 8. 27」）となっており、適切な事務処理が行われたとは認め難い。

加えて、申立人は脱退手当金を支給されたこととされている日から1か月後に別の事業所に再就職したとしており、当該再就職したと同日に厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するということとは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から同年11月10日まで  
② 昭和39年11月10日から44年8月25日まで

申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知り、勤務先に問い合わせたが分からないとのことであった。年金事務所からの記録照会の回答で支給日を知り、当時のことを思い起こしたが、やはり受給していないと確信したので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していない理由について、申立期間②に係るA社の退社手続き時に庶務担当の男性から将来のために脱退手当金は受給しない方がよいとのアドバイスを受けたためであり、脱退手当金の請求は代理請求も含めて行っていないとしている。

このことに関しては、同僚もA社から脱退手当金をもらうより厚生年金保険を継続した方がよい旨のアドバイスを受けたと供述している上、当該同僚には同社に係る脱退手当金の支給記録が無いことが確認できる。

そして、申立人に係る脱退手当金は、申立人がA社を退職した約10か月後の昭和45年7月3日に支給されたこととなっているところ、申立人は、同社を退職した約5か月後の同年1月\*日に婚姻し、改姓しており、自ら脱退手当金を請求したとすれば、改姓後の姓で請求するのが自然であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままとなっており、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、不自然である。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が請求したとす

れば、3回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。  
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る  
脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年4月1日、資格喪失日に係る記録を9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、7年4月は17万円、9年6月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から同年5月1日まで  
② 平成9年6月26日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給料支払明細書及び給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間①に係る給料支払明細書、申立期間②に係る給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が申立期間①及び②にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年4月は17万円、9年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、平成7年5月1日を申立人の資格取得日として、また、9年6月26日を資格喪失日としてそれぞれ届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る7年4月及び9年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年6月1日まで  
② 平成4年6月1日から5年3月1日まで

A社における申立期間①及びB社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間②については、保険料控除額が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①の直前の標準報酬月額は24万円であったところ、昭和63年10月の定時決定において11万8,000円と減額処理されていることが確認できるが、A社の事業主の子で当該期間当時は取締役であり、平成3年5月から同社の代表取締役となった者は、申立人について、当時、昇給はあったが降給は無く、申立人が長期間休んだことや仕事の内容が途中で変わったことも無いことから、申立期間①についてのみ、申立人の給与から控除する保険料額が、極

端に下がることは考えられないとしている。

また、オンライン記録により、A社において、申立期間①に被保険者記録のある同僚及び従業員6人に照会したところ、回答のあった5人のうち二人は、申立人について申立期間①当時、給与が下がったり、休んだことは無かったと思うとしている。

さらに、昭和63年10月1日にA社に在籍した被保険者及び健康保険証番号が申立人の前後の被保険者計29人の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、申立期間①において標準報酬月額が下がった者はいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された平成4年7月から同年11月まで及び5年1月から同年3月までの分の給与明細書により、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。在籍証明書にあるように申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B工場からC社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された従業員名簿から、申立期間当時の所属が出向先であるC社であることが確認できるところ、A社は、申立期間当時の取扱いが不明であるが、現在であれば、厚生年金保険の加入は出向先ではなく、出向元の同社にて行うとしていることから、同社における資格取得日を同社B工場における資格喪失日と同日の昭和44年1月21日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成9年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月21日から同年5月21日まで

A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B病院（現在は、C病院）に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院の在籍証明書、同病院が保管する職員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ病院に継続して勤務し（平成9年5月21日に同病院からB病院へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における平成9年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成9年4月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後送付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年11月30日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年3月31日）の後の平成10年9月4日付けで、遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、上記標準報酬月額の訂正処理日において、申立人が同社の役員でないことが確認できる上、申立人は、同社で酒ディスカウント店舗の開発業務を行っていたとしているところ、同社で一般社員として店舗開発業務を担当していたとする従業員は「申立人は、自分と同じ職場の店舗開発業務の担当で一般社員であった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 56 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで  
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額について、当初、平成 7 年 10 月から 8 年 2 月までは 56 万円と記録されていたところ、同年 3 月 12 日付けで、7 年 10 月の定時決定が取り消され、遡って 11 万 8,000 円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が、代表取締役を含め 4 人確認できる。

このことについて、A 社の取締役は、「社会保険担当であった他の取締役から聞いた話では、社会保険事務所の担当者からのアドバイスで、まずは取締役の給与について低く届出をし、それでも足りず、管理職の従業員についても同様の手続をしたようだ。」と回答している。

なお、A 社の代表取締役は、「当時、保険料の未納はあったが、手続は全て従業員に任せていたので事情は分からない。」と供述している。

また、当時の経理担当者は、「申立期間当時の A 社の経営状況は悪く、社会保険料の滞納が続いていた。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時は設計管理の仕事を、その後は財務の仕事をしてきた。」旨供述しているところ、上記経理担当者は、「申立人は現場及び財務の仕事をしており、社会保険の届出事務には関与していなかった。」旨回答しており、また、A 社に係る商業登記簿謄本から、上記標準報酬月額の減額訂正処理日において、申立人が同社の取締役でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成 8 年 3 月 12 日付けで行



われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、遡って申立人の標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。一部期間の給与支給明細書を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額について、当初、平成 7 年 10 月から 8 年 2 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 3 月 12 日付けで、7 年 10 月の定時決定が取り消され、遡って 11 万 8,000 円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が、代表取締役を含め 4 人確認できる。

このことについて、A社の取締役は、「社会保険担当であった他の取締役から聞いた話では、社会保険事務所の担当者からのアドバイスで、まずは取締役の給与について低く届出をし、それでも足りず、管理職の従業員についても同様の手続をしたようだ。」と回答している。

なお、A社の代表取締役は、「当時、保険料の未納はあったが、手続は全て従業員に任せていたので事情は分からない。」と供述している。

また、当時の経理担当者は、「申立期間当時のA社の経営状況は悪く、社会保険料の滞納が続いていた。」と供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、上記標準報酬月額の減額訂正処理日において、申立人が同社の取締役でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成 8 年 3 月 12 日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、遡って申立人の標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和26年7月15日から29年6月20日までの期間については、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は26年7月15日、資格喪失日は29年6月20日であると認められ、また、同年7月1日から同年8月27日までの期間については、申立人の同社D支店における資格取得日は同年7月1日、資格喪失日は同年8月27日であると認められることから、同社C支店及び同社D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年7月から28年2月までは7,000円、同年3月から29年4月までは8,000円、同年5月は1万4,000円、同年7月は1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年6月20日から同年7月1日までの期間及び同年8月27日から30年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における上記訂正後の資格取得日（昭和29年7月1日）及び同社本社における資格取得日に係る記録を、それぞれ29年6月20日及び同年8月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月は1万6,000円、同年8月から30年8月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月15日から30年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出があつた昭和 51 年 3 月 3 日付けのB社永年勤続 30 年表彰状から判断すると、申立人は、少なくとも 21 年頃から、継続して、A社で勤務していたことが確認できる。

申立期間のうち、昭和 26 年 7 月 15 日から 29 年 6 月 20 日までの期間については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と厚生年金保険被保険者番号、生年月日及び名字が同一で、名前の一字が相違（申立人の名前は「E」、被保険者名簿の名前は「F」）した被保険者（昭和 26 年 7 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29 年 6 月 20 日に資格を喪失）が確認できるが、オンライン記録において、当該被保険者の記録は確認できない。

このため、申立人の妻に申立人の名前の用字について照会したところ、「申立人の名前は、戸籍上は『E』であるが、一時期、『F』を使っていた。」旨供述している。また、A社C支店の元従業員は、「当時、申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者名簿で確認できる「F」氏の記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和 26 年 7 月から 28 年 2 月までは 7,000 円、同年 3 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 29 年 7 月 1 日から同年 8 月 27 日までの期間については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と生年月日及び名前が同一で、名字の一字が相違（申立人の名字は「G」、被保険者名簿の名字は「H」）した被保険者は、同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 27 日に資格を喪失していることが確認できるが、オンライン記録において、当該被保険者の記録は未統合となっている。

このため、A社D支店の元従業員に照会したところ、「当時、名字が『H』という従業員や申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者名簿で確認できる「H」氏の記録は、申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 29 年 6 月 20 日から同年 7 月 1 日までの期間については、A社D支店の元従業員の「申立人は、昭和 29 年 6 月頃に、同社 I 作業所（厚生年金保険は同社C支店で加入）から同社 J 作業所（厚生年金保険は同社D支店で加入）に異動し、同作業所において、同年 9 月頃まで、私と一緒に勤務した。」旨の供述及び申立人とはほぼ同時期に同社C支店から同社D支店に異動した元従業員の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社同支店における

上記訂正後の資格取得日（昭和29年7月1日）を同年6月20日とすることが妥当である。

なお、異動日については、上記元従業員の「私がA社J作業所に異動した日と同社D支店で厚生年金保険の資格を取得した日は同日であったので、申立人は同社同作業所に異動した日に厚生年金保険の資格を取得していると思う。」旨の供述及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日から、昭和29年6月20日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の「H」氏に係る被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和29年8月27日から30年9月1日までの期間については、A社の元従業員の「申立人は、同社D支店で勤務した後に同社K飛行場（厚生年金保険は同社本社で加入）に異動し、その後引き続き同社L飛行場（厚生年金保険は同社本社で加入）に異動した。」旨の供述及び申立人とほぼ同時期に、同社D支店から同社T飛行場に異動した後、引き続き同社L飛行場に異動した元従業員の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社本社における資格取得日を29年8月27日とすることが妥当である。

なお、異動日については、A社K飛行場で申立人と一緒に勤務したとする元従業員の「私は、昭和29年8月に同社K飛行場に転勤したが、転勤時には申立人は既に同飛行場で勤務していた。」旨の供述及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日から、同年8月27日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年9月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年11月30日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。  
同社では、総務・経理担当の取締役及び代表取締役であったが、一連の処理に心当たりが無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の後の平成6年2月21日付けで、4年2月に遡って41万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に取締役及び代表取締役であったものの、平成5年12月13日には同社を退職していることが確認でき、その後、同社は、同年12月\*日に破産宣告を受け、上記減額訂正時には破産管財人が選任されていることが確認できる。

そして、当該破産管財人は、「A社の破産宣告後は、破産管財人が同社の財産管理処分権及び代表者印等の管理権を有し、破産手続を行った。申立人は、上記減額訂正時に同社の代表者印を自由に使用できる立場ではなかった。社会保険事務所と滞納保険料及び標準報酬月額について交渉した経緯があるので、申立人は標準報酬月額の減額訂正手続には全く関与していなかった。」旨供述しており、破産手続開始後は、同社の財産管理処分権は破産管財人の管理下に置かれていたことを踏まえると、申立人は上記減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所

でなくなった後に、当該処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社B工場からグループ会社であるC社D工場に異動はあったが、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和62年7月1日に同社B工場からC社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和62年5月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のD社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年9月10日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和51年5月から同年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月18日から同年10月1日まで  
② 昭和51年5月30日から同年10月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうちの申立期間①及びD社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②についてもそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった退職証明書及び「昭和49年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人が当該期間もA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、C社の社会保険事務の担当者は、「当時の資料は無いが、退職証明書においても昭和51年9月30日とされていることから、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を控除していた可能性は十分にある。」旨供述している。

さらに、上記源泉徴収票におけるA社に係る社会保険料は、昭和51年1月から同年9月までの社会保険料合計額とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和

49年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る健康保険組合の資格喪失日とオンライン記録における資格喪失日が一致しており、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和49年9月18日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、昭和51年5月30日から同年9月10日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった「昭和51年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人が当該期間もD社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の記録について、昭和51年10月の標準報酬月額の時決定が取り消され、被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和51年5月30日）と同日とされており、申立人と同様の処理は、同社における34人の被保険者についても確認できる。

また、上記被保険者名簿により、昭和51年8月1日に被保険者資格を取得した者の処理日が同年9月10日であることから、社会保険事務所におけるD社に係る最終処理日は同日であると認められる。

さらに、当時の従業員5人は、当該期間においてD社に引き続き勤務していた旨を供述しており、また、法務局の商号索引票から、同社は、昭和54年8月30日に商号を変更しており、当該期間当時は法人事業所であったことが確認でき、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和51年5月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のD社における資格喪失日は、事業所別被保険者名簿で確認できる最終処理日である同年9月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和51年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、昭和51年9月10日から同年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった「昭和51年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人が当該期間もD社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主等は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記源泉徴収票に記載されているD社の社会保険料控除額と申立人に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額から算出できる保険料を検証したところ、昭和51年1月から同年8月までの期間の厚生年金保険料の控除は推認できるものの、同年9月の厚生年金保険料の控除は推認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から同年7月1日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び社会保険担当者は、死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。しかし、当時の同僚である夫妻は共に、申立人は住み込みで同社に運転手として勤務していた旨供述している。また、申立人は、申立期間において同社の近くの郵便局から姉弟に数次の仕送りを行っているが、差出人の居所は同社であることが申立人の所持する書留郵便物受領証から確認できる。

さらに、申立人は、昭和36年1月、同年2月、同年5月及び同年6月の給与明細書を提出し、加えてA社の事業所名の押印がある同年6月の賞与の明細書を提出しており、申立期間の勤務が推認でき、上記の給与明細書の各月において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、A社は、商業登記簿謄本により、昭和35年3月21日に法人会社として成立していることが確認できるが、適用事業所になったのは36年7月1日からである。しかしながら、同年4月に入社した従業員は、当時の社員は10数人程度在籍していた旨を、また、上記の同僚夫妻は、工場には、10人程度で作業をしていた旨を供述している。加えて、同社の前身であるB社及びA社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間には従業員7人の存在が推認でき、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所でなくなっており、また、事業主及び社会保険担当者は死亡していることから確認することはできないが、申立期間において同社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 57 年4月1日、資格喪失日が61年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月25日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和 61 年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び退職証明書から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和 61 年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 61 年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月1日から48年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（7万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月15日から48年5月14日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の給与は7万円ぐらいであり、また、昭和48年4月に給与を受け取った後の同年5月は出社せず、同月の給与も受け取らずに退社したと供述している。

したがって、申立人から提出された昭和48年分の給与所得の源泉徴収票に記載されているA社における給与支払金額及び社会保険料は、7万2,000円の標準報酬月額に基づく4か月分の報酬月額及び厚生年金保険料控除額であると認められることから、申立人は、申立期間のうち、47年12月から48年3月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立



てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 6 月から同年 11 月まで及び 48 年 4 月については、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保有しておらず、当時の事業主も申立人の厚生年金保険に関する資料は保存していないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月は3万3,000円、同年10月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年5月26日から同年6月1日まで  
② 昭和39年9月15日から同年11月1日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、A社から支給された昭和37年5月の給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間②については、B社を退職することに同意した後も業務を手伝い、同社から支給された昭和39年9月及び同年10月の給与から厚生年金保険料が控除されていた。家計簿を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する家計簿から確認できる給与総額及び厚生年金保険料控除額並びに申立人の証言等により、申立人は、A社において、昭和37年5月26日から勤務していることが確認でき、また、当該控除額は当時の保険料率に基づいて算出された額であることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記家計簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、現在の事業主（当該期間当時の事業主の長男）は、「申立人が昭和 39 年 11 月頃B社を辞めて、近くにあったC事業所に移ったことを覚えている。」旨供述している上、申立人が所持する家計簿から確認できる給与総額及び厚生年金保険料控除額並びに申立人の証言等により、申立人は、B社において、同年 10 月 31 日まで勤務していることが確認でき、また、当該控除額は当時の保険料率に基づいて算出された額であることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記家計簿において確認できる給与総額又は厚生年金保険料控除額から、昭和 39 年 9 月は 3 万 3,000 円、同年 10 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年1月1日から17年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月5日から17年7月1日まで  
② 平成17年7月1日から18年5月16日まで

A社及びB社における厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。A社及びB社は、経営者が同じ会社であり、当時の給与明細書は無いが、給与が振り込まれた普通預金元帳の控えを提出するので、実際の手取り金額と見比べて申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成16年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出された普通預金元帳及びC市から提出された同年の給与支払報告書において確認できる社会保険料等を基に算出した厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、普通預金元帳及び平成16年給与支払

報告書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成17年4月から同年6月までの期間について、同僚から提出された申立人に係る同年4月分から同年7月分までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、給与明細書等が無い平成15年11月、同年12月及び17年1月から同年3月までの期間について、事業主とは連絡が取れず、同僚等も給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②について、同僚から提出された申立人に係る当該期間における給料明細書において確認できる報酬月額は、申立人が主張する額であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が低く、当該控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間の賃金台帳を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年4月21日）の後の平成10年4月28日付けで、遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の賃金台帳において確認できる保険料控除額は、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の複数の従業員は、申立人は現場管理及び営業担当として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年6月30日）及び資格取得日（昭和23年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月30日から同年12月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社よりD社へ出張していたことはあったが、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社員履歴カード及び経歴証明書により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除に関する資料が無く不明であるが、経歴証明書の記録をみる限り、申立期間のみ厚生年金保険料を控除しなかったとは考えにくい旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所における昭和23年5月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当

時) がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成19年7月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年7月から20年6月までは38万円、同年7月及び同年8月は41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成20年9月1日から21年1月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間②から⑦までについて、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日は85万円、同年12月25日は112万2,000円、19年6月25日は85万円、同年12月25日及び20年6月25日は88万8,000円、同年12月25日は90万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月1日から21年1月1日まで  
② 平成18年6月23日

- ③ 平成 18 年 12 月 25 日
- ④ 平成 19 年 6 月 25 日
- ⑤ 平成 19 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 20 年 6 月 25 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 25 日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く、申立期間②から⑦までの標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行い、申立期間の一部は記録訂正されたが年金の給付に反映されない記録となっている。賃金台帳を提出するので、各申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成 19 年 7 月から 20 年 12 月までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、19 年 7 月から 20 年 6 月までは 38 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 41 万円、同年 9 月から同年 12 月は 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 17 年 6 月から 19 年 6 月までの期間について、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑦までについて、上記賃金台帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 6 月 23 日は 85 万円、同年 12 月 25 日は 112 万 2,000

円、19年6月25日は85万円、同年12月25日及び20年6月25日は88万8,000円、同年12月25日は90万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月及び38年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月及び38年1月

私は、昭和37年12月に結婚のため会社を退職した後、夫から国民年金の加入を勧められ、区役所で加入手続をし、その際に国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金の加入手続をした際に納付したとする保険料の額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年6月に払い出され、申立人は、申立期間直後の同年2月から保険料の納付を開始しており、申立人が現在所持している国民年金手帳には被保険者資格取得日は38年2月4日と記載され、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年7月まで  
私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続をし、平成5年8月に厚生年金保険へ加入するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成8年6月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記の手帳記号番号払出時に交付されたとみられる年金手帳以外に別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から38年3月まで

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻から申立期間当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和39年2月に妻と連番で払い出されており、オンライン記録及び提示された領収証書から夫婦の保険料の納付状況をみると、夫婦は、当該払出当初の時期においては、38年4月から同年6月までの保険料を39年2月に、38年7月から同年9月までの保険料を39年4月に、同年4月から40年2月までの保険料を39年5月から40年3月にかけて、同年4月から同年6月までの保険料を同年12月にそれぞれ現年度納付していることが確認できること、この時期以降においては、夫婦は、同年8月に未納であった38年10月から39年3月までの保険料及び40年3月の保険料を過年度納付した後、申立人が60歳に到達する日の前年度末の57年3月まで、昭和46年度の6か月分を除き全て保険料を過年度納付していることが確認できることから、夫婦は、40年頃から未納期間を残さないように過年度納付を続けたと考えられ、最初に過年度納付をした40年8月時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、手帳記号番号が連番で払い出され、その当時保険料と一緒に納付していた妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで  
私は、昭和 58 年 6 月頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を毎月納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では申立期間当時は 3 か月ごとの納付であったとしており、申立期間当時の保険料の納付頻度と相違すること、申立人の国民年金の手帳記号番号は申立期間後就職した会社を退職した昭和 62 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が現在所持している年金手帳は、厚生年金保険の記号番号と上記の手帳記号番号が記載された年金手帳の 1 冊のみであり、別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から62年2月まで

私は、会社退職後の昭和55年8月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を主に口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の保険料額、口座振替納付の開始時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、会社退職後の昭和55年8月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後に第3号被保険者資格取得の届出手続をした平成2年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間が国民年金の未加入期間から未納期間として遡って記録整備されたと考えられる上、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び上記の国民年金手帳の記号番号の両方が記載された年金手帳1冊と厚生年金保険被保険者証を所持しており、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの期間、平成元年4月から2年9月までの期間及び3年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年4月から62年3月まで  
② 平成元年4月から2年9月まで  
③ 平成3年4月から同年12月まで

私の母は、私が学生の頃に私の国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②及び③の保険料は、区の出張所で自身で納付した記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年4月頃に払い出されており、申立人が現在所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は婚姻後の4年1月24日と記載されていることが確認でき、申立期間①については、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、申立期間②及び③については、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の未加入期間であり、いずれも、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、加入手続及び保険料の納付状況等に関して記憶が曖昧であること、また、母親は、申立人の兄の保険料も学生時期から納付していたはずと説明しているが、兄も学生であった期間は国民年金に未加入であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の厚生年金保険から国民年金への

切替手続、当該期間中の転居に伴う国民年金の住所変更の届出等に関して記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 59 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃に区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当初、申立期間の保険料を区役所出張所で数回納付した後、口座振替に変更したと説明していたが、申立人が保険料の口座振替を依頼したとする金融機関が保管する国民年金収納金口座振替納付依頼書から、申立人は、申立期間後の昭和 61 年 4 月に当該口座振替依頼をしていることが確認できるほか、申立人が申立期間当初に納付したと説明する金額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 59 年 6 月頃に払い出されており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が所持する年金手帳には、資格取得日が申立期間直後の 59 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 10 月から 42 年 3 月までの期間、42 年 7 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 3 月から平成 12 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで  
③ 昭和 42 年 7 月から 61 年 3 月まで  
④ 昭和 62 年 3 月から平成 12 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 6 月頃自宅に区役所の職員が国民年金の説明に来たので国民年金の加入手続をして、最初は国民年金手帳にシールを貼って 3 か月ごとに国民年金保険料を納付した。43 年 5 月及び 50 年 12 月に転居した後は市役所や区役所の窓口で定期的に現金で保険料を納付し年金手帳に納付のスタンプ印を押してもらっていた。申請免除の説明を聞いた記憶はあるが、免除の申請手続きをしたことはない。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間は 397 か月の長期に及び、行政側においてこれだけの期間の保険料の収納について事務処理を誤ったとは考え難い。

また、申立人の特殊台帳及び申立人が昭和 43 年 5 月から居住したとする市の国民年金被保険者名簿には、申立期間①、②及び申立期間③のうち 42 年 7 月から 51 年 3 月までの期間の保険料が共に未納と記録されているほか、申立人の説明する納付方法は 46 年 4 月以後に採られた納付書制度と相違している。

さらに、上記被保険者名簿には「不在決定 51. 11. 22」の記載があることから、当該不在決定当時、申立人に集金人の訪問や納付書の送達はされていなかったと考えられるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 37 年 8 月に払い出された後、さらに 58 年 9 月にも払い出されているなど、申立人が保険料の納付を定期的に行っていないか

ったことが推察される。

加えて、昭和 48 年度の免除については、上記特殊台帳及び上記被保険者名簿で申請免除と記録されていることが確認でき、58 年度から 60 年度までの免除については、オンライン記録に記録された申請免除期間、申請年月日及び処理年月日に不自然な点は無  
いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当  
たら  
ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年8月までの期間及び54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月から52年8月まで  
② 昭和54年4月

私は、昭和51年11月に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していた。また、54年5月に転居して転居先の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、申立期間②の保険料を夫婦一緒に納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付場所、納付頻度及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間②については、申立人は、転居先の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたときに当該期間の保険料を納付したと説明しているが、上記市は、国民年金の切替手続と同時に保険料の納付はできなかつたと説明しており、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成5年6月に払い出されていること、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が5年4月30日と記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができないこと、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から45年3月まで

私は、昭和41年3月に夫と一緒に町役場に行き、婚姻及び転居の届出と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付頻度及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和45年9月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の全ての保険料を納付するためには当時実施されていた第1回特例納付により納付する以外にないが、申立人には特例納付により保険料を納付した記憶及び遡って保険料を納付した記憶が無く、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年6月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年6月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで

私の母は、私の未納となっていた国民年金保険料を数回に分割して納付し、私は母からは保険料の未納は無いと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、自身が婚姻した平成6年7月頃に未納となっていた保険料を数回に分割して納付したことを母親から聞いたと説明していたが、その後に説明内容を変更するなど、母親が保険料を納付したとする時期に関する申立人の記憶は曖昧であるほか、6年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①については、当該期間直後の昭和60年7月から同年9月までの保険料が時効直前の62年10月に過年度納付されており、この納付時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない期間である。申立期間②については、当該期間直後の61年4月から同年6月までの保険料が時効直前の63年6月に過年度納付されており、この納付時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、申立人の保険料を納付していたとする母親は当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私は、申立期間の頃は学生であり、学生は国民年金保険料の納付義務が無いものと思っていた。保険料を納付しないままにしておいたところ、祖母からひどく叱られてしまった。祖母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料を遡って全額納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年6月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立人が現在所持している手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 9 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 58 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料は毎月定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 58 年 3 月頃に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、当該社会保険事務所では、申立期間当時は国民年金の加入手続事務を行っていなかったほか、申立人が所持する年金手帳には、申立人が加入手続を行ったとする 58 年 3 月当時に居住していたとする市の住所の記載が無く、61 年 9 月以降に居住していた市の住所が記載されている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶が無く、上記払出時期に交付された年金手帳以外の手帳を受け取った記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳の頃に国民年金の加入手続を行い、その後は国民年金保険料を全て納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時は大学の卒業及び大学院への進学の時期中で忙しく出費も多かったため、納付期限に保険料を納付することができず、奨学金が振り込まれた後の平成 14 年 8 月頃に申立期間当時に申立人が居住していた町の窓口で納付書を発行してもらい納付したと説明していたが、市町村では過年度保険料の納付書は発行しておらず、保険料の収納業務は 14 年 4 月に市町村から国へ移管されており、当該町では納付書は発行できなかったほか、申立人は、同年 4 月以後は町窓口では保険料の納付書を発行していないことを知った後は、申立期間よりも前の期間の保険料の納付であったかもしれないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、私が 20 歳になった昭和 44 年\*月に、私の姉が A 町（現在の B 市）役場で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。私は、昭和 52 年 12 月頃、A 町（当時の C 市）役場で私の国民年金保険料が 44 年 1 月の 1 か月しか納付されていないことを知り、それまで未納だった 44 年 2 月から 52 年 3 月までの期間の約 8 年分の保険料を同町役場で 4 回に分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、私が 20 歳になった昭和 44 年\*月に、私の姉が A 町役場で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思っていた。私は、昭和 52 年 12 月頃、A 町役場で私の保険料が 44 年 1 月の 1 か月しか納付されていないことを知り、それまで未納だった 44 年 2 月から 52 年 3 月までの期間の約 8 年分の保険料を同町役場で 4 回に分割して納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び C 市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の最初の国民年金の手帳記号番号は昭和 53 年 1 月頃に C 市で、2 番目の手帳記号番号は 61 年 5 月に D 市でそれぞれ払い出されていることが確認できる上、2 つの当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、44 年 1 月から 50 年 9 月までの期間の保険料は、手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の最初の国民年金の手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月頃に払い出されていることから、申立人は、53 年 7 月から 55 年 6 月までを実施期間とする第 3 回特例納付で申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、申立人が前述の約 8 年分

の保険料を分割して納付したとする最初の時期は52年12月であったと述べており、第3回特例納付実施期間ではない上、納付したとする1か月の保険料額は第3回特例納付の保険料月額と大きく相違している。

さらに、申立人は、「約8年分の保険料をA町役場で納付した。」と主張しているが、同町役場の窓口で過年度納付及び特例納付の収納はできない。

加えて、申立人及びその姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び昭和44年1月の保険料の納付をしたとする姉から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当該納付状況等が不明である。

このほか、申立人及びその姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 12 月まで  
私の母は、私が学生であった昭和 60 年 4 月頃に、A 市役所（当時）の B 出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が学生であった昭和 60 年 4 月頃に、A 市役所の B 出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 4 年 11 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成 2 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの期間は、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、「母から、保険料を遡って納付したということは聞いたことがない。」と述べている。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母から、申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当該納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する



と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 52 年 8 月まで

私は、昭和 49 年 10 月に婚姻し、A 市役所の B 出張所で国民年金の氏名及び住所の変更手続きを行い、以後、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 49 年 10 月に婚姻し、A 市役所の B 出張所で国民年金の氏名及び住所の変更手続きを行い、以後、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人が当時居住していた A 市の国民年金被保険者名簿によれば申立人が昭和 49 年 10 月に国民年金の資格を喪失した旨の記載があり、また、C 市の国民年金被保険者名簿においても 49 年 10 月に資格を喪失し 52 年 9 月に任意加入として資格を取得した旨の記載が確認できる。これらのことから、申立期間当時は国民年金に加入していない期間であると推認でき、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで  
② 平成 9 年 5 月から同年 12 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 60 年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間の②の保険料は、私が A 市の出張所で約 3 か月ごとに納付した。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、「私の父は、私が 20 歳になった昭和 60 年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の①の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 3 年 6 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の父が申立人の申立期間の①の保険料を納付してきたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

2 申立期間の②について、申立人は、「申立期間の②の保険料は、私が A 市の出張所で約 3 か月ごとに納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「平成 9 年 5 月に元夫が会社を退職した際に、国民年金

の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行った記憶は無い。」と述べている上、オンライン記録によれば、申立期間の②の平成9年5月9日の国民年金の第3号被保険者の資格喪失及び第1号被保険者の資格取得の記録は、12年2月7日に追加されたものであることが確認できる。

このことから、申立期間の②は、前述のとおり、被保険者資格が追加されたことにより第1号被保険者となったものの、当該記録の追加の時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の②の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月及び同年 2 月  
私の父は、私が 20 歳になった平成 6 年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が 20 歳になった平成 6 年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が 20 歳になった平成 6 年\*月ではなく、8 年 3 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、平成 6 年 1 月は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、平成 6 年 2 月は、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、「私の父は、私が 20 歳のときに保険料を納めてくれていたはずだ。父から、過年度納付等に関する話を聞いていない。」と述べている。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする父から申立期間の保険料の納付状況に関して聴取することはできないため、当該納付状況を確認することはできない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成 2 年 3 月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月に付番されていることが確認でき、当該基礎年金番号の付番前に申立人に別の国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。これらのことから、申立期間は、申立期間当時において、国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母は、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年1月まで  
私の妻は、私たち夫婦がA県B市に転居した平成元年9月頃に市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を、自身の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、私たち夫婦がA県B市に転居した平成元年9月頃に市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を、自身の保険料と一緒に納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が平成元年9月頃に転居したとするA県B市においては、申立人が国民年金に加入していたことを示す資料は無い上、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったとする平成元年9月時点における申立人の住民登録は、C県D市にあることから、A県B市において申立人の国民年金の加入手続をすることができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間において申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対し、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号として付番されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、基礎年金番号が付番された平成9年1月において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在、オレンジ色と青色の年金手帳を所持しているが、オレンジ色の手帳は、昭和51年3月から52年8月までの期間に加入した際の厚生年金保険の手帳記号番号が記載されるとともに、国民年金の手帳記号番号が記載された後に二重線で取り消されていることが確認でき、青色の手帳においてもオレンジ色の厚生年金保険の手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できる。また、申立人が所持しているオレンジ色の手帳における二重線の取り消しについて、申立人が20歳当



時に居住していたC県E町の国民年金被保険者名簿を調べると、申立人に対し昭和 54 年 9 月頃に国民年金の手帳記号番号が払い出されているものの、20 歳前での加入受付であったとの誤適用を理由として同番号が取消し処理されるとともに、納付されていた 54 年 9 月の保険料が同年 10 月 18 日に還付されていることが確認できる。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年8月までの期間及び51年12月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年8月まで  
② 昭和51年12月から53年12月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は加入手続き及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年3月に払い出され、申立人は、56年3月19日に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当時に年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 2 月までの期間及び 59 年 6 月から平成元年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から 57 年 2 月まで  
② 昭和 59 年 6 月から平成元年 7 月まで

私は、会社を退職するたびに国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、私が国民年金保険料を納付し、国民健康保険料は母が納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した昭和 56 年 1 月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 59 年 6 月から平成元年 6 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②直後の平成元年 8 月から同年 11 月までの期間の保険料を 3 年 10 月 2 日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記手帳記号番号払出時に交付されたとみられる年金手帳のほかには年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年6月から53年3月まで  
私の両親は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年1月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当時に両親から年金手帳を見せられたり、渡された記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から59年9月まで

私は、区の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、後から送付されてきた納付書でそれまで納付していなかった国民年金保険料を全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の手帳記号番号は夫と連番で昭和61年3月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、加入手続後送付されてきた納付書により区出張所の窓口で保険料を納付したと説明しているが、区出張所の窓口では、過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったこと、遡って納付したとする金額は申立期間の保険料額及び上記払出時点で納付可能であった過年度保険料額と大きく相違していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年7月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から58年7月まで  
② 昭和59年4月から同年9月まで

私は、昭和61年頃区役所で国民年金の加入手続を行い、被保険者になった56年1月以降の国民年金保険料を遡って郵便局で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を遡って納付した期間の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額は申立期間の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年12月頃に払い出され、当該払出時点で納付可能な申立期間②後の59年10月から60年4月までの期間の保険料を過年度納付していることが、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録で確認できるが、当該納付済期間のうち59年10月から60年2月までの期間の保険料については、当該期間が厚生年金保険加入期間であることが判明したため、平成14年7月10日に還付決議が行われており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は昭和55年3月12日に厚生年金保険に加入した際に交付されたとみられる年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月

私は、平成 16 年 3 月まで大学生であり、国民年金保険料の学生納付特例申請を行ったはずである。申立期間が学生納付特例により納付猶予とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の学生納付特例の申請を行った時期の記憶が曖昧である。また、申立人が平成 14 年 6 月 14 日に当該申請を行っていることが、申立期間当時に申立人が居住していた町が保存している申立人の「国民年金保険料学生納付特例申請書」の控え及びオンライン記録から確認でき、申立期間当時、学生納付特例は申請のあった日の属する月の前月以後の保険料の納付が猶予されるとされており、当該申請時点からみて、申立期間は学生納付特例の対象期間とすることはできなかったなど、申立期間の保険料が学生納付特例により納付を猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、昭和 61 年 4 月又は同年 5 月に、母と一緒に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、母が 2 年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。その後は私が定期的に保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一緒に国民年金の加入手続を行い遡って保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 3 月に払い出されており、当該払出時点で納付することが可能な昭和 63 年 1 月から平成 2 年 2 月までの保険料を遡って納付していることが確認できるが、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であること、申立人は、現在、国民年金手帳の記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳及び平成 13 年 4 月に厚生年金保険加入時に発行された年金手帳を各 1 冊所持しているが、そのほかの国民年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで  
私は、昭和54年7月に転居後、体調を崩して病院に入院し、その後2年間ほど、入退院を繰り返していた。病気が完治して退院後、申立期間の国民年金保険料を納付するよう督促状を受け取り、一括で保険料を納付した。申立期間の保険料の免除申請をしたことはなく、申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を納付した時期の記憶が曖昧であり、申立人が説明する納付額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違している。

また、申立人は申立期間の保険料を区の出張所で納付したと説明するものの、申立人が当時居住していた区の出張所では、過年度保険料の収納業務を行っていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

私は、昭和47年12月に会社を退職し、その翌日に妻と一緒に市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、妻が、私の国民年金保険料を私が再就職する直前の48年3月まで市役所で納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は申立期間の保険料額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は申立期間後の昭和49年1月16日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年10月から11年3月まで

私の母は、平成10年5月に父からまとまった金額を渡され、その中から私の1年分の国民年金保険料を一括納付してくれた。母が所持する当時の手帳にも、同年同月15日欄に「社会保険支払」と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は、納付場所の記憶が曖昧である。申立人は、申立人及び申立人の兄の保険料について、申立人の保険料は母親が、兄の保険料は申立人の父親が納付してくれていたと説明しており、母親が所持する手帳の平成10年5月15日欄のメモをもとに、「母が、父から渡されたお金から必要な費用を支出しており、残金は6万円であることから、差額の16万円が私の国民年金保険料と考えられる。」と主張するが、当該手帳には、家族の生活費とみられる金額、父親の入院費用も記載されていることから、家族の支出に係るメモと推察されるほか、手帳には「社会保険支払」とメモがあるものの、誰の保険料か、その納付期間、具体的な納付額に関しては記載されていない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区では、年度当初の4月に同月から9月までの前期分の納付書を、10月に同月から翌年3月までの後期分の納付書を送付しており、父親が保険料を納付していたとする兄のオンライン記録によると、平成9年4月から同年9月までの保険料は同年4月に、同年10月から10年3月までの保険料は9年10月に、申立期間の10年10月から11年3月までの保険料は10年10月にそれぞれ前納されているものの、申立期間直前の10年4月から同年9月までの保険料については、前納ではなく、同年5月及び同年8月の2回に分けて納付されている。兄及び父親は、当該納付に関する記憶が曖昧であり、母親は、父親が同年5月18日に入院したと説明していること、

オンライン記録によると、兄には同年7月28日付けで過誤納による保険料の還付決議が行われており、同年4月から同年8月までの保険料の納付日が同年5月であることから、区役所から既に送付されていた同年4月から同年9月までの前期分に係る前納用の納付書により同年5月に前納保険料が納付されたものの、当該納付時点では前納保険料の納付期限を過ぎていたため、区役所では、納付された前納保険料の大半を同年4月から同年8月までの保険料として収納し、1月分の保険料額に満たない差額分を還付したものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間直前の平成10年5月から同年9月までの保険料については同年5月に納付されたことが確認できることから、母親の手帳に記載されている「社会保険支払」は、申立人の同年5月から同年9月までの保険料及び兄の同年4月から同年9月までの保険料の納付を示すものとするのが妥当である。

加えて、前述の区では、「申立人のように\*月生まれの新規加入者に対しては、通常、初回は5月から9月までの納付書を送付しており、被保険者から翌年3月までの納付書交付を依頼された場合に限り、申立期間を含む11か月分の納付書の交付を行っていた。」と説明しているが、母親は申立期間を含む納付書の作成を区役所に依頼したかどうかの記憶が曖昧であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 56 年 3 月まで  
私が 20 歳になったときに、母が私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 11 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 54 年 9 月以前の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年12月まで  
私は、20歳になった昭和49年\*月頃に国民年金に加入して、国民年金保険料を父から出してもらい、定期的に金融機関や役所の窓口で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和55年2月に払い出されており、オンライン記録から、申立人は、当該払出時点から時効期間内で過年度納付することが可能な申立期間直後の53年1月から54年3月までの保険料を遡って納付したものと推察され、申立期間の保険料については、当該手帳記号番号が払い出された頃に実施されていた第3回特例納付により納付することは可能であったものの、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶が曖昧である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年2月まで

私は、申立期間当時、学業が忙しくアルバイトをする暇が無かったので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと母から聞かされた。私の兄と弟は、学生時代の保険料を母に納付してもらっているのに、私だけが保険料を納付してもらえなかったとは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、母親が保険料を納付していたと申立人が説明する申立人の兄は、学生期間は国民年金に未加入であり、申立人の弟は、学生期間途中の学生が国民年金に強制加入することとなった平成3年4月に初めて加入して、同年同月以降の保険料を納付しているほか、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和52年\*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、母が当時勤務していた職場に来る郵便局員に私と弟の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年3月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟も、20歳時の昭和55年\*月ではなく59年7月に国民年金の加入手続きを行っており、20歳から同年3月までの保険料は未納であること、オンライン記録によると、弟も国民年金の加入手続きを行った年度の4月分から保険料を納付していること、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 11 月まで  
私の妻は、私が共済組合の被保険者資格を喪失した昭和 60 年 4 月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の口座振替手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の口座振替手続を行ったとする妻は、納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 9 月又は同年 10 月に払い出されているが、申立人が居住する区では、申立期間当時、口座振替手続が行われてから保険料の口座振替が開始されるまで 1、2 か月を要していたと説明しており、口座振替できない月の保険料については別に納付書を発行していたとするが、妻は、納付書により保険料を納付した記憶は無く、遡って納付した記憶も無いと説明している。

さらに、上記の区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から同年12月まで  
私の父は、私が会社を退職した平成2年10月に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の第3号被保険者の特例届出の入力処理日等により、平成8年12月に払い出されたものと推定でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月

私は、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月2日に納付した領収証書を所持している。年金事務所からは、申立期間の保険料は還付済みであるとの回答をもらったが、私には還付された記憶が無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間を含め昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月2日に納付したことは確認できるものの、申立人が所持する年金手帳には、同年12月8日に任意加入被保険者資格を喪失した旨の記載があることから、前述の保険料が納付された後に、当該任意加入被保険者資格の喪失手続が行われたものと推察され、このことから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストには、還付金額及び支払年月日が明確に記載されており、還付理由については、被保険者が厚生年金保険等の加入期間中に国民年金保険料を納付してしまっていた場合の保険料還付の理由として示される「公的年金誤納」と記載されているが、申立人と同日に還付決議された被保険者の還付記録を見ると、その内容は、申立人と同様に任意加入被保険者資格を喪失したことにより保険料を還付されたものであり、その還付理由は「公的年金誤納」と記載されている者が確認できることから、この還付理由の記載のみをもって、保険料還付が行われなかったものと推認することはできず、このほか申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 61 年 3 月まで  
私の夫は、結婚した昭和 53 年 10 月に私の父に勧められ、私の国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫が申立人の付加保険料納付の申出を行ったとする市では、申立期間当時、国民年金の加入手続と同時に付加保険料納付の申出を受け付けた場合、年金手帳の「国民年金の記録」ページに「付加申出」のゴム印を押していたと説明しており、当該方法は、当時、社会保険庁（当時）が、市区町村に、付加納付申出受理通知書の被保険者への交付に代わる事務処理として指導していた処理方法と合致しているが、申立人が所持する加入時に交付された年金手帳には、付加保険料納付の申出に係る記録は無く、夫は付加保険料納付申出に係る通知を市から受け取った記憶は無いと説明している。

また、申立人が申立期間中の昭和61年3月に転入した市の国民年金被保険者名簿には、申立人の付加保険料納付の申出に係る記録は確認できないなど、夫が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年6月までの期間及び平成14年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から62年6月まで  
② 平成14年5月から同年12月まで

私は、昭和56年12月に来日し、婚姻後、夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を全て納付してくれていた。申立期間②の保険料は、平成16年の時期に遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする夫は、加入手続、納付場所、納付時期及び納付額の記憶が曖昧であるほか、当該期間の自身の保険料も未納である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年7月時点では、申立期間のうち、59年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができないこと、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立期間①当時、申立人が居住していた区及び居住する区並びに所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は平成16年に当該期間直後の15年1月から同年5月までの保険料を遡って納付していることは確認できるものの、社会保険事務所が、申立人に送付した「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催

告状)」によると、納付状況の確認年月日が16年11月18日の催告状では、納付状況欄に、当該期間のうち14年5月から同年10月までに「時効消滅」を示す記号「一」が記載されており、確認年月日が17年1月19日及び同年3月15日の各催告状では、既に申立期間②の全ての保険料が時効消滅となっている旨の記載があることから、当該期間の保険料は、時間の経過に伴って時効により保険料を納付することができなくなったものと考えられる。

また、平成14年4月以降については、保険料収納事務が市区町村から国に一元化されるとともに、年金記録の納付データは金融機関からの電磁データをもって収録されている等記録管理の強化が図られているため、金融機関及び社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年2月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から46年2月まで  
② 昭和46年10月から47年3月まで

私は、国民年金保険料はきちんと納付してきたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する聴取は不要であるとしていることから、申立期間前後の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る手続及び保険料の納付状況等について、その詳細が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①直前の昭和41年2月から45年9月までの期間及び申立期間①と申立期間②の間の46年3月から同年9月までの期間の厚生年金保険の加入記録は、平成3年7月10日に記録追加されており、当該記録追加時点まで、申立期間①、②を含む昭和43年4月から47年3月までの期間は未納期間となっていたことが確認でき、申立期間当時は国民年金及び厚生年金保険に係る切替手続が適切に行われていなかったものと考えられること、当該記録追加時点では、申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成 5 年 5 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成 5 年 5 月まで  
私は、区の出張所で付加保険料の納付申出の手続きを行い、口座振替で定額保険料とともに付加保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は口座振替により定額保険料及び付加保険料を納付していたと説明しているが、申立人の口座の預金取引推移一覧表により、昭和 57 年 1 月 16 日に 56 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分の定額保険料と一緒に、56 年 11 月及び同年 12 月分と推認される付加保険料 800 円が申立人の口座から引き落とされていることが確認でき、その後は同口座から定額保険料が定期的に引き落とされている記録は確認できるものの、付加保険料が引き落とされている記録は確認できないなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から54年12月まで  
私は、厚生年金保険未適用の会社に入社した昭和52年9月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を一括納付し、その後も保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳まで遡って保険料を一括納付し、その後も保険料を納付したと説明しているが、一括納付した保険料額、その後の保険料の納付方法、保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和57年1月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち51年12月から54年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在上記の手帳記号番号のみが記載されている再交付された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳を所持しており、当初の国民年金の手帳を含めた3冊の年金手帳のほかにも手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から51年9月まで

私は、結婚した昭和41年6月頃に国民年金に加入したが、加入当初は自営を始めただけで国民年金保険料を納付していなかった。その後、時期は定かでないが5、6年分の保険料を遡って納付した記憶がある。遡って納付した後も保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、遡って保険料を納付した時期、納付場所、納付額、その後の保険料の納付場所、納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は婚姻した昭和41年6月頃に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で51年12月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、妻も申立期間のうち41年6月から50年3月までの期間の保険料が未納であること、申立人は現在所持している手帳以外の手帳の記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 56 年 3 月までの期間及び平成 12 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 56 年 3 月まで  
② 平成 12 年 6 月から同年 8 月まで

私は、会社を退職した昭和 47 年頃から元妻の家業に従事することとなり、義父及び元妻が私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれた。また、平成 12 年 7 月に転入した市では、市役所職員から 2 か月分の保険料の納付勧奨があったため、私が市役所で納付した。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の元妻及び義父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元妻及び義父から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 9 月に元妻と連番で払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち 50 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができない期間であること、元妻も当該期間のうち 55 年 3 月までは保険料未納期間、同年 4 月から 8 月までは申請免除期間となっており、申立人とほぼ同様であることなど、申立人の元妻及び義父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成 12 年 7 月に転入した市で 2 か月分の保険料の納付勧奨があったため納付したと主張しているが、申立人が転入した市の国民健康保険の加入記録から、申立人は国民健康保険被保険者の資格取得の届出を 12 年 7 月 27 日に、資格喪失の届出を同年 9 月 20 日に行っていることが確認でき、申立人

は当該資格取得期間の国民健康保険税を納付する義務があったことから、申立人の説明する2か月分の納付勧奨は12年7月及び8月の国民健康保険税であったとも考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から60年9月まで

私が20歳の頃に、母は私の国民年金の加入手続きを行い、学生期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の国民年金の加入手続きを申立人が20歳になった頃に行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、弟と連番で払い出されており、弟が20歳時の昭和62年\*月より後の時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成6年3月まで

私は、記憶は定かでないが、就職してから3年後の昭和63年頃に国民年金の加入手続を区役所で行った。その後、20歳からの過去の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、数年かかって納付し、その後も保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、分納したとする過年度保険料及び現年度保険料の納付額、納付頻度及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年8月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち4年6月以前の保険料は時効により納付することができず、その後の同年7月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は6年頃に遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、平成6年8月に払い出された国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号が記載された手帳を2冊所持しているが、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から60年3月まで  
私は、昭和53年4月に会社を退職し、その後、すぐに母が国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料は私が近くの金融機関で納付書及び口座振替により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間前から居住していた区内の金融機関で口座振替により保険料を納付していたとしているが、戸籍の附票から申立人は、申立期間初期の昭和58年9月に当該区とは別の市で住民登録をしていることが確認でき、この場合には保険料の口座振替を行っていたとすれば、口座振替が停止されるほか、申立人は当該別の市で居住したことはなく、同市で口座振替等の手続きをした記憶も無いとしている。

また、当該別の市に転出した親族は、転入先で申立人の納付書を見た記憶が無いとしていること、申立人はこれまで催告を受けてまとめて納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から59年3月まで

私は、会社を退職した昭和54年10月頃に母に付き添ってもらい国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間のうち54年9月が国民年金に未加入とされ、その後の期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は会社を退職した昭和54年10月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間から2年経過後の61年4月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であること、オンライン記録から、過年度納付書が61年4月に作成されていることが確認でき、申立人は、同年5月に59年4月から61年3月までの2年間分の保険料を納付していることが確認できること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 6 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 55 年 7 月頃に国民年金事務組合を通じて払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 53 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の期間は、保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったものの、母親は遡って保険料を納付した記憶が無いと説明していること、母親は上記払出時に交付されたとみられる年金手帳以外に申立人の年金手帳を所持していないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで  
私は、平成9年度及び10年度の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、11年度の保険料を納付していないことはあり得ない。11年度の保険料は、私が区役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成9年度及び10年度の保険料について、当初は口座振替で自身が納付していたと説明していたが、これらの年度の保険料が平成11年3月に納付されていることがオンライン記録で確認できた状況を知り、母親がまとめて納付したと説明を変更するなど、申立期間を含め、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、平成13年12月6日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、平成12年度は学生納付特例期間であることから、当該過年度納付書は申立期間のうち、納付書の作成時点で時効期間を経過していない11年11月から12年3月までの期間の納付書と考えられ、その当時は当該期間は未納期間とされ、現在もオンライン記録では未納期間と記録されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から平成元年 6 月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてきていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 12 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち昭和 62 年 9 月以前の期間は時効により保険料を納付することができないほか、申立期間直後の平成元年 7 月から同年 11 月までの期間の保険料は、3 年 7 月 3 日に過年度納付されたことが申立人の所持する領収証書及びオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点では申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は前述の手帳記号番号による手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年9月まで  
私は、婚姻後、区役所から遡って国民年金保険料を納付できるという書類が届いたため、2か月分ずつ遡った分の保険料と納付当時の現年度保険料1か月分とを併せて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が遡って納付したと記憶する保険料額は申立人が婚姻した当時に実施されていた第2回特例納付の保険料額と相違する一方、納付済みと記録されている申立期間直後の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年9月頃に払い出されており、申立期間直後の51年10月から53年12月までの保険料は同年11月にまとめて過年度納付及び現年度納付されていることが申立人の所持する領収証書で確認でき、当該納付状況は申立人が記憶する納付状況と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年2月まで

私は、最初に勤務した会社を退職した後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続をした時期及び場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成2年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に上記手帳記号番号以外の手帳記号番号が記載された手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年10月まで  
② 昭和52年12月から53年11月まで

私は、申立期間の①及び②のそれぞれの期間の直前に勤めていた会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の①及び②のそれぞれの期間の直前に勤めていた会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和50年11月頃に払い出されていることが確認できる。また、オンライン記録によれば、申立人は、33年5月に婚姻した夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、50年11月4日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、51年10月21日に同資格を喪失した後、53年12月12日に再度任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、申立期間の①及び②は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の加入手続きを行わなかったために生じた未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、前述のオンライン記録における申立人に係る国民年金の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、申立人が所持している年金手帳及び昭和53年12月の再加入時に作成されたB市の国民年金被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する  
と、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと  
認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月及び同年 10 月

私は、会社を退職した後の昭和 63 年 9 月頃に、A 区の B 庁舎で、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後の昭和 63 年 9 月頃に、A 区の B 庁舎で、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成 5 年 10 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していたことは無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金の資格記録は、平成 5 年 10 月 14 日に追加され、申立期間が保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は当該記録追加より前において国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該期間は、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月

私は、会社を辞めた昭和56年12月に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた昭和56年12月に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号受払簿によると、申立期間より後の平成2年2月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人の所持する国民年金の手帳記号番号が記載されている年金手帳には、あらかじめ平成の元号が印字されており、その上、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付金額及び納付方法等についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 52 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 50 年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が 20 歳になった昭和 50 年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間より後の昭和 54 年 5 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在、所持している年金手帳以外に、年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 5 月は、第 3 回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、「父から特例納付の話聞いたことは無い。」と述べていることから、申立人の申立期間の保険料が、第 3 回特例納付により納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしている上、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付を行ったとする父から当時の状況を聴取することができないため当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が実家を離れて暮らすようになった昭和 57 年 4 月頃まで私の申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が実家を離れて暮らすようになった昭和 57 年 4 月頃まで私の申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳払出一覧表によると、昭和 41 年 12 月頃に払い出されたことが推認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、39 年 7 月から同年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、遡って保険料を過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしている上、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父から当時の状況を聴取することができないため、当時の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、申立期間当時において申立人の実家の店舗に住み込みで働いていた、申立人の従兄弟としている者の保険料は、オンライン記録によれば、申立人と同様に、申立期間の直後の昭和 41 年 4 月から納付が開始されている上、申立期間については未納であることが確認できる。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで  
A社で取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。申立期間の役員給料は月額 15 万円であったが、標準報酬月額は 5 万 6,000 円となっており納得がいかないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、名称変更した後、平成6年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿の最初のページには、昭和40年5月20日にA社に対し、社会保険事務所(当時)による「総合調査」が行われた記録が確認できることから、社会保険事務所は、同社から提出された賃金台帳等を基に標準報酬月額の記録の確認を行っていると考えられる上、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬等級の変遷の記録に訂正が無いことが確認できる。

加えて、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない上、A社に勤務していた複数の従業員に照会したが、給与明細書等を保有している者はいなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで  
年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知り、その後、平成 22 年 9 月に、日本年金機構から届いた「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきを見て改めて認識した。  
しかし、脱退手当金の制度については知らず、脱退手当金が支給決定されたとする時期は出産前で、請求手続を行ったことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所で脱退手当金が支給されている一人は、「会社から脱退手当金について、年金は退職するとき一時金でもらうものとの説明を受け、会社が手続を行った。」旨供述していることを踏まえると、事業主が代理請求をした可能性がうかがわれる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 3 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月9日から37年1月1日まで  
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、申立期間に係る事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月1日の前後の各2年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8名が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年5月28日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から35年12月1日まで  
② 昭和35年12月1日から39年3月15日まで

年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間②に係る事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA社で脱退手当金が支給されている一人は、「会社から結婚するのであれば、脱退手当金を受給した方がよいと言われ、会社が手続をし、退職金と一緒に受け取った。」旨供述していることを踏まえると、事業主が代理請求をした可能性がうかがわれる。

また、申立人について、A社の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年6月11日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月15日から38年1月16日まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、脱退手当金を受給済みと言われたが、受給した覚えは無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人が記載されている前後の各50名以内で、脱退手当金の受給資格のある者の支給記録を確認したところ、申立人を含む29名中27名に脱退手当金の支給記録が確認でき、その27名のうち26名が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、同一支給日の受給者が散見されることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年3月13日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年から29年まで  
② 昭和29年から31年まで

A事業所に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に両社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に干物販売員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A事業所がテナントとして入所していたとする店舗の所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録が無く、事業主の所在が不明であることから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A事業所における上司の名字しか記憶しておらず、同僚の氏名は記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B事業所に干物販売員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B事業所がテナントとして入所していたとする店舗の所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録が無く、事業主の所在が不明であることから、

申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、B事業所における上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 62 年 4 月まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間である入社時から退社時まで実際の給与支給額に比べ低く、特に昭和 54 年 10 月から 55 年 9 月の標準報酬月額が低くなっていると主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成 10 年 3 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の人事資料及び給与関係資料は保存されておらず、申立人の給与支給額等は確認できない。」と回答しており、申立人も給与支給額を確認できる給与明細書等を所持していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額等の記載内容に不備や遡って訂正が行われた形跡は確認できず、不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた複数の従業員に照会したところ、二人から回答があったが、いずれも申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、実際の給与支給額に比べ標準報酬月額が低かった旨の供述も無かったことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 17464 (事案 2033 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から35年8月1日まで

父親が社長であったA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、勤務は推認できるが、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いなどの理由で、平成21年5月に記録訂正できないと通知があった。

しかし、父親の後、A社の事業を引き継いで経営を行った経験から、2年間の未加入期間は考え難いので、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に廃業しており、申立期間当時の事業主であった申立人の父及び役員であった兄は既に死亡していることから、同社における申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができず、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の父及び兄の厚生年金保険の資格取得日は昭和35年8月1日であり、申立人の同社における資格取得日と同日であることが確認できること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、「父親の後、A社の事業を引き継いで経営を行った経験から、2年間の未加入期間は考え難い。」と主張し、再調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入している複数の従業員に、再度、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認したが、新たな資料や情報が得られず、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年9月まで  
A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年8月及び同年9月は53万円、同年10月から8年9月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年10月16日）より後の同年12月4日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理時に代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は経理担当者及び社会保険労務士に任せていたが、代表印の管理は自分で行い、届出書類にも押印していた。」と供述していることから、申立人がA社において社会保険の届出事務に権限を有していたと認められ、標準報酬月額の減額訂正についても関与していたものと考えられる。

さらに、A社における当時の経理担当者は、「同社が破産する1年くらい前に取引先会社が倒産して、一気に資金繰りが悪くなった。同社が適用事業所でなくなる前1か月か2か月は社会保険料の滞納があったと思う。」と供述しているところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の従業員は、「同社は資金繰りに苦労していたようだ。」と回答している。

加えて、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正されたことによる厚生年金保険料の差額（113万8,117円）と、A社が適用事業所でなくなる前2か月分の厚生年金保険料（113万7,785円）はほぼ一致することが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額が減額訂正に関与しながら、当該減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から7年7月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。申立期間について、最高等級の標準報酬月額であったはずであり、標準報酬改定通知書等を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年4月から同年6月までは30万円、同年7月から5年5月までは53万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が平成4年4月23日に同社の代表取締役役に就任し、上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は、死亡した社会保険事務担当者が一人で行っていたが、関係書類については、私が社長であった時期には、全て私が書類に目を通し、自ら管理していた代表者印を押し、書類を提出していた。」と供述していることから、上記減額訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成3年4月から5年9月までの期間について、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、平成5年10月から7年6月までの期間について、申立人から提出されたA社における5年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知

書によると、当該定時決定の標準報酬月額が8万円と記載されており、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人から提出された平成6年11月の標準報酬月額の等級改定に伴う厚生年金保険標準報酬月額改定通知書によると、申立人の改定後の標準報酬月額は9万2,000円、改定前の標準報酬月額は8万円と記載されており、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成7年7月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、従前の標準報酬月額は、9万2,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このことについて、申立人は、「平成5年5月から7年3月までの標準報酬月額の減額は、当社の運転資金が不足しているためであり、5年10月の算定基礎届は8万円で社会保険事務所（当時）に届け出た。」と供述していることから、申立人は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行ったものと認められる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 17469 (事案 3272 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月16日から26年4月1日まで

A局に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたところ、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。今回新たに、同僚の連絡先が判明したので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B局が保管しているA局の従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格記録における申立人の記録は、社会保険事務所(当時)の申立人に係るC 渉外労務管理事務所における厚生年金保険の加入記録と一致しており、A局は、「昭和24年9月16日で資格喪失しているもので、それ以後は、保険料控除はしていないと考えられる。」としていること、また、複数の同僚及び従業員に照会したが、申立人の退職時期を記憶している者がいなかったこと等から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、同僚一人の連絡先が判明したので再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

しかしながら、申立人が同僚であったとする者は、申立人を記憶しているものの、申立人の退職時期を記憶していないとしている。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和43年4月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和45年4月1日から同年10月5日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①、B社に勤務した期間のうち申立期間②及びC社に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③までも確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述により、申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は連絡先が不明であることから、申立人に係る申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①にA社において加入記録のある従業員で申立人と同じ業務に従事していたとする5人の従業員のうち、入社時に経験者であったとする者一人を除く4人全員が、入社日から1か月ないし3か月程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち二人は、入社後一定期間の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②においてB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は連絡先が不明であることから、申立人に係る申立期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間②に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人に係る申立期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立人は、申立期間③においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているため、同社の商業登記簿謄本により確認できる取締役3人に文書により照会を行ったが回答が得られないことから、申立人に係る申立期間③の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間③に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人に係る申立期間③の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、上記従業員のうち二人は、C社は離職率が高かったことから定着するかを見極めるため、厚生年金保険には入社後一定期間加入させていなかったとしているところ、上記被保険者名簿において、複数の従業員が、自分の記憶する入社日から2、3か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年4月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成8年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人を含め4人の従業員が同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社は平成9年4月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が同日付けで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の賃金台帳により、申立人の申立期間に係る給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、B社は、A社は、申立期間当時、資金繰りが苦しかったことから従業員には国民年金に加入するようお願いしたとしているところ、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に国民年金第1号被保険者の資格を取得し、申立期間のうち、平成8年3月から9年1月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚



生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員番号表から、申立人は、昭和32年4月1日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該社員番号表から確認できる複数の従業員においても、入社日から一定期間経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、上記被保険者名簿から確認できる従業員の一人は、「自分は昭和32年3月にA社に集団就職したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月1日になっている。」とし、別の従業員は、「自分は31年4月1日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月1日になっている。」旨それぞれ回答している。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和31年5月1日に二人が被保険者資格をした後、申立人を含む5人の従業員が、32年5月1日に資格を取得するまで一人も資格を取得した者がいないことから、A社では、一定の時期にまとめて厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

なお、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 11 年 9 月 30 日まで  
ねんきん定期便により、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と比較して低いことが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 10 年 6 月は 36 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 30 万円、同年 11 月から 11 年 8 月までは 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 9 月 30 日より後の同年 10 月 1 日付けで、9 万 8,000 円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時及び上記減額訂正処理の時期において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正について、社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けたことは無い旨主張しているが、申立人の妻は、「社会保険関係事務は代表取締役が行い、代表者印も管理していた。」旨供述しており、申立人自身、「社会保険関係事務は自分が行っていた。当時、社会保険料の滞納があり、自分が社会保険事務所に出向き、厚生年金保険の適用事業所から脱退する届出及び自身の資格喪失届を提出した。」旨供述していることから判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していたものと考えられる。

なお、申立人が提出した平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 3 月 31 日までの事業年度分の確定申告書から確認できる買掛金（未払金・未払費用）の内訳書には、社会保険料の記載を確認することができることから、当時、A社では社会保険料の滞納があったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 12 月 21 日まで  
A社を退職し他社に就職後、A社の元上司に誘われ再度同社に就職した。しかし、Bに所在した同社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で不動産販売の営業社員として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務した事業所名はA社、所在地はB、退職時期は昭和 53 年 12 月 20 日であり、申立期間に同社に不動産販売の営業社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は昭和 50 年 4 月 17 日にC社に名称変更し、51 年 5 月 24 日にBからDに本店所在地を移転し、53 年 3 月 \* 日に破産宣告と記載されており、申立人の主張と相違していることが確認できる。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に同社に勤務していた 6 人の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、C社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人に対し、C社への就職を勧誘したとする元上司は同社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

そして、申立人について、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月、同年 7 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 11 月までの期間に、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から29年1月1日まで  
A学院で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の写真及び名刺を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び名刺並びに同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA学院に勤務していたことは推認できる。

しかし、B区の回答により、A学院は、昭和22年12月1日付けで設置の届出がされているものの、同学院及び同学院の設置法人であるC学園は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立期間を含め厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

なお、教育に係る事業が厚生年金保険の適用事業所に追加されたのは昭和28年9月1日からであり、申立期間のうち、23年4月から28年9月1日までの期間は、A学院は厚生年金保険の強制適用事業所とはならない

また、A学院は、昭和34年6月29日付けで休校の届出がされている上、申立人が記憶していた理事長及び学院長は連絡先が不明のため、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚7人のうち6人については、連絡先不明又は死亡のため照会できず、連絡先の判明した一人からも申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 東京厚生年金 事案 17480 (事案 7046 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 29 日から同年 2 月 4 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたところ、申立期間に係る記録訂正が認められ、標準報酬月額については、昭和 37 年 12 月の記録を基に 3 万円とする旨の通知を受けた。

しかし、A社では、時計を組み立てた出来高による歩合給が支給され、7 万円から 8 万円ぐらいの給与であったと記憶しているので、申立期間に係る標準報酬月額を報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務していた複数の従業員の供述及び従業員の一部が保管していた給与明細書により、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められるとして、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年 2 月 4 日に訂正することが必要であり、申立期間の標準報酬月額については申立人の同社における 37 年 12 月のオンライン記録から、3 万円とすることが妥当であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 3 日付けで、あっせんの通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに、申立期間当時は時計を組み立てた出来高による歩合給で 7 万円から 8 万円ぐらいの給与を支給されていたと記憶しているため、再度調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、申立期間当時、健康保険の標準報酬月額の上限は 5 万 2,000 円 (厚生年金保険の標準報酬月額の上限は 3 万 6,000 円) であったところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者となっていた従業員の昭和 37 年 12 月における健康保険の標準報酬月額の最高額は 3 万 9,000 円 (厚生年金保険の標準報酬月額の最高額は 3 万 6,000 円) であり、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額の記録があ

る従業員は見当たらない。

また、A社は既に解散し、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社の従業員が保管していた申立期間に係る給与明細書には、当該従業員のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から51年10月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社から約2年後に、厚生年金保険の資格取得手続きがされていなかったことに私自身が気付いたため、2年遡及して加入手続きを行い、遡及した期間の保険料も一括して支払ったと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社が加入していたB基金の加入員番号払出簿には、申立人の資格取得日は昭和51年10月1日と記録され、オンライン記録と一致している。

また、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記録がある同僚等6人に照会したところ、そのうちの一人は、申立人のことは覚えているが入社時期は分からない旨供述している。

さらに、申立人は、2年遡及して厚生年金保険の加入手続きを行い、遡及期間分の保険料を一括して支払ったと主張しているが、A社は、そのような事実があったかどうかは不明であると回答している上、申立人が当該手続きを行ったとする経理担当者は、自身が同社で勤務したのは昭和55年頃からであり、申立期間には勤務していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年8月1日まで

A社における申立期間の標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成6年5月から同年7月までの期間のうち、同年6月は産後休業により報酬支払の基礎日数が20日未満である。このため、申立期間の標準報酬月額は、同年5月分及び同年7月分の報酬で算定するのが正しいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成 5 年 5 月から同年 7 月までの期間のうち、同年 7 月は産休により報酬支払の基礎日数が 20 日未満である。このため、申立期間の標準報酬月額は同年 5 月分及び同年 6 月分の報酬で算定するのが正しいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていた月があることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 2 月 21 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 1 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 2 月 21 日）の後の同年 5 月 8 日付けで、遡及して 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であり、平成 7 年 3 月 \* 日の破産宣告まで退任の記録が無いことが確認できる。

また、A社の従業員は、「申立人は、社会保険や給与等について権限があった。」と回答している上、当時、顧問契約を結んでいた社会保険労務士は、「代表取締役（申立人の母親）よりも、実質的に事業を切り回していたのは申立人であったようだ。当事務所の諸々の連絡・相談は、申立人と行っていた。」と回答している。

さらに、A社の破産の処理を行った破産管財人は、「申立人から何回か連絡をもらった記憶があるが、事業主と連絡したことは無い。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が関与せずに社会保険事務所（当時）において申立人の標準報酬月額の当該減額訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は、A社の取締役として社会保険事務に関与し、当該標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張するこ

とは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月5日から42年2月21日まで  
② 昭和42年5月1日から45年3月8日まで  
③ 昭和45年8月1日から47年9月6日まで  
④ 昭和47年9月16日から48年4月1日まで

平成22年にねんきん定期便で、勤務していた会社の厚生年金保険の加入記録が無く、代わりに脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構に「脱退手当金裁定請求書」及び「厚生年金保険脱退手当金裁定伺（会計決裁文書）」が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、「脱退手当金裁定請求書」には、申立人の氏名及び当時の住所が記載されている上、当該請求書に別途設けられた「通算老令年金制度に関する意見」欄に、脱退手当金を受給するとその額の計算の基礎となった期間は被保険者ではなかったものとみなされることについて説明を受け、同制度の趣旨に同意する旨の記述がある上、同意したことを示す申立人の印が押印されていることが確認できる。

さらに、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺（会計決裁文書）」には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を経由して脱退手当金が支払われたものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から40年3月26日まで  
平成2年頃、「厚生年金保険の被保険者期間について(回答)」で年金記録を確認した際、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、私は、A社を退職する際、同社担当者から、いくらもらえるから社会保険事務所(当時)に行き、手続きするようにと説明を受け、退職後に社会保険事務所で手続き、現金を受け取ったものの、当時、何の手続きを行い現金を受け取ったか分からず、また、社会保険事務所からの説明も無かったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職するときに、営業部庶務課担当者から、厚生年金は、今ならいくらもらえるが、今もらわないと無駄になるだけなので、B地区の社会保険事務所に受け取りに行くように言われ、カードのようなものと当該社会保険事務所の地図を受け取り、後日、当該社会保険事務所に出向き、手続きをして、現金を受領した旨のメモ書きを本件申立てに際して提出している。当該メモ書きについて、申立人は、当該現金を受領したときに、自身が行った一連の手続き等を記載したものであり、内容に間違いは無いと供述していることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和40年12月13日の直前の同年11月1日に、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社には継続して勤務していた。申立期間の一部の普通預金通帳写し及び申立期間に係る銀行作成の「当座・普通・別段・取引明細表」写しを提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者及び同僚の供述並びに申立人から提出された給与振込口座の「当座・普通・別段・取引明細表」写しの振込記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は、「パートの雇用契約期間は半年又は1年単位とし、当該期間の勤務実績が正社員の4分の3以上の者は次期契約において、社会保険へ加入させる契約とし、勤務実績が正社員の4分の3未満の者については、雇用契約は継続させるが社会保険には加入させていないことから、当時の資料は無いが、厚生年金保険へ加入させていない期間については厚生年金保険料の控除はしていないと思う。」旨供述している。

また、オンライン記録から、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する従業員 13 人のうち当時の厚生年金保険の加入要件について回答のあった二人は、「契約更新時における厚生年金保険の加入要件は更新前の契約期間における勤務日数と時間が会社で定めた基準以上であることであった。」旨回答している。

さらに、雇用保険の記録は、申立人がA社を平成 10 年 7 月 31 日に一度離職したのち、11 年 2 月 1 日に再取得しており、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 1 日から平成元年 3 月 30 日まで  
② 平成 5 年 1 月 31 日から 15 年 12 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間①及び父親が経営していたB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には間違いなく勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は当該期間のうち、昭和 63 年 2 月 11 日から同年 7 月 20 日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①当時従業員であったA社の元取締役は、「同社が厚生年金保険の適用事業所であったかは分からない。私は当時国民年金に加入していた。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、当該期間の国民年金について保険料が納付済みとなっている記録が確認できる。

申立期間②について、B社に係る商業登記簿謄本並びに同社に勤務していた申立人の母親及び弟の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、父親である当

時の事業主は死亡していることから、同社における厚生年金保険の適用状況や申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の母親は、「私は国民年金に加入していた。」旨回答しており、また、母親と弟は、「B社が厚生年金保険の適用事業所であったかは分からない。健康保険は、C国民健康保険組合に加入していた。」旨回答しており、申立人も申立期間②において、C国民健康保険組合に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、当時の事業主であった父親は申立期間②を含む昭和57年4月から平成13年2月までの期間に係る国民年金について保険料が納付済みとなっている記録を確認することができる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年頃から 59 年頃  
② 平成元年 4 月頃から 5 年頃

A社で営業職として勤務していた申立期間①及びB社で店長として勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る労働者名簿により、当該期間のうち、昭和 58 年 11 月 25 日から 59 年 2 月 29 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所となっていないことが確認できるところ、同社は、当該期間は厚生年金保険の適用を受けておらず、給与からの保険料控除も無かった旨回答している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、複数の従業員が国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、当該従業員に文書照会をしたが回答が得られず、申立期間①における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①に係る事業主による厚生年金保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に携わっていたことが確認できるところ、同社は、「申立人とは、店長等での雇用契約ではなく、商品配送及び店舗業務に関する請負契約であり、配送用の車を自分で用意するから雇ってほしいとのことで契約した。したがって、当社の

社員ではないことから社会保険の加入手続は行っておらず、給与からの保険料控除も無かった。」と回答している。

なお、配送用の車を自前で用意したことについては、申立人も同様の供述をしている。

また、申立人に係るオンライン記録では、申立期間②のうち、平成4年8月から5年3月までを除く期間に、国民年金保険料の納付記録があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から42年12月1日まで

A社(現在は、B社)又はC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私はA社の小売部門であるC社に採用され、主にC社で勤務していた。当時の同僚は、A社の厚生年金保険被保険者記録があるので、私も同社の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社又は、同社の小売部門であるC社に専務取締役として勤務していた旨、申し立てており、雇用保険の記録及び同僚等の供述から申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に、申立期間当時のA社の厚生年金保険への加入状況及び申立人の勤務状況等を照会したところ、「C社がA社から独立する前に、準備要員として臨時社員を大量に募集したが、申立人もその一人で、臨時社員は、C社に採用されたのであって、A社に採用されたという認識は無かった。」と回答している。

また、B社の取締役(総務部長兼務)は、申立期間当時の社会保険に関する届出書は全て保管しているが、申立人に係る記録は無い旨供述している。

さらに、申立人が記憶していた申立期間同時にA社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚及び複数の従業員のうち、連絡の取れた全員が、採用されたのはA社であるが、申立期間当時の勤務地はC社である旨供述している。

加えて、申立人と同様にA社の厚生年金保険被保険者記録が無く、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年12月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員は、申立期間当時、A社からC社に出向して来ていた正社員がいた旨供述しているところ、上述のB社の取締役は、A社には、C社へ出向していた従業員がいた旨供述している。



なお、C社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和42年12月1日に資格取得している従業員は、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、自身は国民年金に加入していた旨供述しており、オンライン記録からも国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険番号と、B社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の整理番号は一致しており、申立期間において上記名簿では、健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名の記載も確認できないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年3月まで

A会に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同会で医薬品の出荷業務を担当していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A会における当時の複数の同僚と共に撮影したものであるとして、申立人から提出のあった写真及び同会における当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同会に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない上、同会は昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同会の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA会における当時の上司は、連絡先が不明であるため供述が得られず、同会における当時の複数の同僚についても、いずれも申立人が当該同僚の姓を記憶しているのみでこれらの者を特定できず、連絡先等も不明であるため、当時の同会における厚生年金保険の取扱いや保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、いずれも申立人を記憶しておらず、当時の給与明細書等を保管していない旨供述しているため、当時の同会における厚生年金保険の取扱いや保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成11年9月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成11年11月1日から12年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年9月1日から同年11月1日まで  
② 平成11年11月1日から12年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額である32万円に見合う標準報酬月額と相違しているため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間のうち、平成11年9月27日以降にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は平成18年5月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の当時の代表者とは連絡が取れないため供述が得られず、申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人と同日の平成11年11月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立人と同一職種の従業員は、平成11年8月頃から同社に勤務していた旨供述しているところ、当該従業員から提出のあった給与明細書によると、当該従業員は、申立期間①である

同年 9 月及び同年 10 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していた健康保険組合は、申立人の申立てに係る健康保険の被保険者資格取得日を平成 11 年 11 月 1 日と回答しており、申立人の同社におけるオンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、A社が加入していた上記健康保険組合では、申立人の当該期間に係る健康保険の標準報酬月額を 26 万円と回答しており、これは、オンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額と一致している。

また、申立人と同一職種の上記従業員から提出のあった平成 11 年 11 月から 13 年 5 月までの期間に係る給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額 (24 万円) は、オンライン記録の当該従業員に係るA社における標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録を確認したものの、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所 (当時) の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないとしているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月 25 日まで  
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 56 年 4 月から 57 年 12 月末日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①、B病院に勤務した申立期間②及びC社（現在は、D社）に勤務した申立期間③の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚の姓を記憶していたが、同社に係る事業所別被保険者名簿で当該同僚名を確認することができない。そこで、同被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員5人に照会したところ、回答があった5人全員が申立人を覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社で、当該期間当時、経理や社会保険の手続を担当していたとする事業主の妻は、申立人のことを覚えていないものの、同社の従業員数は100人ぐらいであったが、うち正社員は40人ぐらいで、アルバイト社員が多数いたので、申立人は厚生年金保険に加入させていないアルバイト社員だったのでないかと供述している。

加えて、申立人は、A社において、入社時はアルバイト社員であり、3か月したら正社員ということであったが、正社員になったと言われた記憶は無いので、正社員になっ

たか分からないと供述している。

申立期間②について、申立人は、B病院に勤務していたと申し立てている。

しかし、B病院は、申立人の在籍が確認できなかったと回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚の二人の姓を記憶していたが、一人は申立人を覚えておらず、ほかの一人の姓はB病院に係る事業所別被保険者名簿に見当たらない。そこで、同被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員4人に照会したところ、回答があった一人は申立人を覚えていないことから、この者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、B病院では3か月勤めると正社員にするとと言われて頑張ったが、なかなか正社員にはしてくれなかった、その後正社員になったか分からないと供述している。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、賃金台帳及び社員名簿等が保管されていないので申立人の在籍が確認できなかったとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社は、同社が保管していた昭和56年10月及び57年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届）の写しに申立人の名前が記載されていないことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思われると回答している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員6人に照会したところ、回答があった二人は申立人を覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、当該期間当時、C社にパートタイマーとして勤務したとしているところ、D社の現在の事業主及び厚生年金保険の担当者は、パートタイマーは厚生年金保険に加入させていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 29 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出があったB県C局長が証明した履歴書及び申立人と同じ中学校を卒業してA社に入社したとする同僚が、申立人と昭和 31 年 4 月に入社したと回答していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社に昭和 31 年 3 月 26 日に入社し同年 4 月から同年 6 月までは仮採用期間であったが、同年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者証を受領したのに資格取得日が同年 8 月 5 日になっているのはおかしいと主張しているが、上記の同僚は、申立人より後の同年 11 月 2 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、他の同僚も入社してから 4 か月後に資格を取得していることから、同社では厚生年金保険の加入について、個々の従業員ごとに個別に取扱いをしていたことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は昭和 39 年 12 月分の給与は同年 12 月 29 日に支給され、同年 12 月 30 日及び同年 12 月 31 日は年末休暇であったが、この 2 日間は有給休暇であり、同年 12 月末日に退職することは同年 12 月 29 日に給与が支給された後にA社の社長に伝えたので、同年 12 月 31 日まで在籍し、同年 12 月の給与から厚生年金保険料が控除されたはずであると申し立てている。



しかし、申立人が保有する上記履歴書によると、申立人は、昭和 39 年 12 月 30 日に A 社を退職したと記録されている。

また、A 社で昭和 37 年 12 月以降 44 年 12 月までの各年の 12 月に資格喪失した者が申立人を含めて 12 人いるが、うち 12 月 29 日又は 12 月 30 日に資格を喪失した者が 10 人おり、1 月 1 日に資格喪失した者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年から 42 年頃まで  
② 昭和 42 年から 44 年 7 月まで  
③ 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社では、とび・土工・型枠大工として勤務していた。また、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、船舶修理や重量物運搬に従事していたが、途中退職したことは無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、A社における事業主、上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、県内において、申立人が供述する所在地以外で当該期間に適用事業所であることが確認できる「A」と同じ商号の事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、B社における事業主、上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

なお、県内において、申立人が供述する所在地以外で当該期間に適用事業所であることが確認できる「B」と同じ商号の事業所及び当該期間に申立人に係る雇用保険の記録が確認できる適用事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、事業所名は特定できないものの、申立人の雇用保険の加入記録では、昭和44年8月7日に資格を取得し46年2月28日に一度離職して、再度、同年12月1日に資格を取得し51年4月20日に離職しており、申立人のC社における厚生年金保険の加入記録とほぼ符合している。

また、C社は、「申立期間③当時の申立人に係る資料が昭和51年4月20日退職時の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書（事業主控）だけであり、申立人の勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料は無い。一度退職して再度入社した者が現業職に現在二人おり、申立人もそうではないか。」旨回答している。

さらに、申立期間③に勤務していた複数の従業員に申立人の当該期間における勤務状況等を照会したところ、従業員の一は、「申立人と同じ寮に住んでいたが、申立人は、仕事中に頭を怪我した後、結構長い期間、寮にいなかった。」と回答し、また、別の一人は「申立人は一度辞めた記憶があるが、頭の怪我との前後関係は覚えていない。」と回答している。なお、この二人は、「自身は、C社を一旦辞めた後にまた勤務した。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月21日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成9年1月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成9年1月21日であることが確認できるところ、申立人は、同社に同年1月31日まで勤務していたので、同年2月1日が正しい資格喪失日であるとして申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は平成9年1月20日と記録されており、申立期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は平成19年1月\*日に事業所を閉鎖しており、当時の事業主は、「書類保存期間満了のため貸金台帳等の書類を廃棄しており、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」と回答している。また、当該事業主は、「給与は20日締め末日支払であった。控除を確認できる資料は保管していないが、月末まで勤務していない従業員の給与から当月分の保険料控除は考え難い。」と回答している。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないため、オンライン記録から申立期間前後にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等を照会したが、回答のあった複数の従業員は、いずれも、申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務の状況や退職日等について確認することができない。

加えて、上記回答のあった複数の従業員の雇用保険の離職日は、それぞれの厚生年金

保険の資格喪失日の前日であることが確認でき、符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月26日まで  
平成3年10月1日にA社で社長に就任し、給与が月額80万円になり、平成5年9月末に倒産するまで続いた。申立期間の標準報酬月額は28万円と記録されているので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から5年9月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年10月26日の後の6年4月19日付けで、遡って28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった平成4年度の役員報酬手当の内訳書及び4年の源泉徴収簿では、申立人が主張するとおり、申立人が80万円の報酬を受け、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が報酬から控除されていたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は平成4年6月15日に代表取締役役に就任し、同社が8年6月\*日に解散となるまで辞任の登記が確認できないことから、申立人は上記減額訂正処理日に代表取締役であったと認められる。

また、申立人はA社において社会保険料の滞納があったことを認識しており、「社会保険事務所(当時)とのやり取りは自身が対応し、会社印は自身が保管していた。」旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理にも関与していたものと考えられる。

さらに、A社の元従業員は、「平成5年10月頃、会社の景気は良くなく、同時期に倒産した記憶がある。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、自らの

標準報酬月額について当該減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで  
②昭和 44 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
③昭和 46 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①には毎月約 2,000 円、申立期間②には毎月約 6,000 円、申立期間③には毎月約 3,000 円、の厚生年金保険料をそれぞれ控除されていた。また、申立期間①については、それ以前と比べて報酬月額の減額は無かった。申立期間②及び③については、毎年 4 月は昇給しており、昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで及び 46 年 4 月から同年 9 月までに標準報酬月額が上がっていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和 42 年 10 月の定時決定において、申立人の他に二人の標準報酬月額が引き下がっていることが確認でき、申立期間②及び③についても、同名簿から、当該期間に標準報酬月額が上がった従業員はいないことが確認できる。

また、A社は昭和 59 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は廃棄済み、社会保険関係の責任者であった実姉は死亡しているため、申立期間の申立人の報酬額や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同時期に勤務していた従業員 6 人に、同社における報酬月額が確認できる資料等について照会したが、所持している者はおらず、同社における報酬額及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。



なお、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を算出すると、申立期間①については、標準報酬額の上限が6万円に対して、控除額に見合う報酬月額は7万2,728円、申立期間②については、標準報酬額の上限が6万円に対して、控除額に見合う報酬月額は21万8,182円、申立期間③については、標準報酬額の上限が10万円に対して、控除額に見合う報酬月額は9万6,774円となり、いずれも申立期間当時の標準報酬月額の上限額に達する上、申立人の各申立期間前後の標準報酬月額からも乖離<sup>かい</sup>している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、同社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は実兄の紹介でA社に入社した旨供述しているところ、申立人の実兄は、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、厚生年金保険料の控除については記憶が無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月31日から32年9月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の元同僚による「私と申立人は、二人がC社D支店に勤務していた当時の同僚であり、私がA社B支店に昭和25年に転籍後、申立人より早く同社を退職したが、その後も親交があったので、申立人は同社同支店には10年近く勤務していたと思う。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店は、厚生年金保険適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和29年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人の同社同支店の記録では、25年6月1日に資格を取得し、29年5月31日に資格を喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当時のA社B支店の事業主及び社会保険担当者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B支店及び同社本社（E県）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

なお、A社B支店における申立人の雇用保険の加入記録は、F公共職業安定所への被

保険者総合照会結果によると確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月頃から 53 年 6 月頃まで  
② 昭和 53 年 9 月頃から 56 年 8 月頃まで  
③ 昭和 56 年 10 月頃から 58 年 12 月頃まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社（D社を経て、現在は、E社）に勤務した申立期間②及びF社（現在は、G社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出のあった申立期間①に係る全ての給料台帳において、申立人の氏名は確認できない上、同社の元経理担当者は、「申立人を再雇用した記録は無く、申立人の記憶も無い。当時、申立人が勤務していたなら、4年間も厚生年金保険に加入させないことは絶対にあり得ない。」旨供述しており、A社における申立人の当該期間に係る勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における申立人の氏名を確認することができない上、当該被保険者名簿に欠番は無く、遡及訂正など不自然な点は見当たらない。

そこで、上記被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

申立期間②については、E社の経理責任者は、「当社は、入社後に、3か月程度の試用期間により勤務の定着を見定めていた。当時の厚生年金保険担当者は故人であるが、しっかりした処理を行っていたので、長期勤務者を厚生年金保険に加入させなかったと

は考えられない。」旨供述しており、C社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社及び同社の後継会社であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②における申立人の氏名を確認することができない上、当該被保険者名簿に欠番は無く、遡及訂正など不自然な点は見当たらない。

そこで、上記被保険者名簿から、複数の元従業員に照会し、「申立人が勤務した記憶があるが、その期間は覚えていない。」旨の供述があったが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

申立期間③については、G社の事業主は、「申立人の記憶は無く、申立人に係る厚生年金保険の届出・保険料納付等は行っていない。厚生年金保険に加入すべき人全員については、当時より加入の手続きをしており、申立人の思い違いだと思う。」旨供述しており、F社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時から厚生年金保険の手続きを委任されている労務管理事務所の代表者は、「申立人の加入記録が無いが、当時の取扱いから、仮に申立人が勤務していたなら、約2年間も加入させない運用は絶対に無い。」旨供述している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することができなかった上、当該被保険者名簿に欠番は無く、遡及訂正など不自然な点は見当たらない。

そこで、上記被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

なお、申立期間①、②及び③について、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認することができず、また、C社において昭和48年9月1日に資格取得、49年1月31日に離職となっており、申立期間②は含まれていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年2月まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間当時の報酬月額は70万円だったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月11日より後の同年4月14日付けで、遡って19万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が平成元年5月30日に代表取締役を重任し、同社が解散した8年6月\*日までの期間、辞任及び退任の記録は無く、上記減額訂正処理時には、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記減額訂正処理について一切関与しておらず、申立期間当時、手形の不渡りにより支払が困難になり、A社から離れており、その後、仲介人を介し、債権者委員会の代表者に同社の代表者印、会社印及び白紙委任状を渡した旨供述しているが、債権者委員会の代表者及び仲介人について、氏名も連絡先も覚えていないとしており、申立人の主張を確認することができない。

なお、A社に係る商業登記簿謄本では、清算人等についての記録は見当たらない。

さらに、当時の従業員は、申立期間当時、A社は給与の遅配があり、経営状態が悪く、同社の厚生年金保険関係の事務については、申立人以外に行っていなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA

社代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 東京厚生年金 事案 17530 (事案 12763 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年4月5日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たに、同社の所在地、同社の上司及び同僚の名字を思い出したので再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は勤務したと主張するA社の事業主、上司、同僚の氏名等を記憶しておらず、同社の所在地についての記憶が曖昧であり、また、同社を紹介した申立人の義兄は既に死亡しており、同社の当時の事業主の氏名、所在地等について確認することができないことから、同社を特定することができないこと及び健康保険証を使用したと主張する診療所では、健康保険証の使用について確認できないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、A社の所在地、同社の上司と同僚の名字を思い出したので再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、申立人が新たに主張するA社の所在地について、所在地のビルを管理する管理会社の担当者は、「賃借人として正式にテナント契約を結んだ記録について、1950年(昭和25年)以降から確認ができるが、A社がテナント契約をした記録は無い。」と供述している。

また、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、申立人が主張する所在地には、申立期間を含め現在までA社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

さらに、申立人が主張する所在地を管轄する法務局に、A社について確認したところ、同一名称の法人は確認できない旨回答している。

加えて、申立人は上司及び同僚について、名字のみ記憶しているが、人物を特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

一方、上記管理会社の担当者は、所在地は異なるものの申立人の主張するA社と同一名称の事業所（以下「同一名称事業所」という。）に、ビルの清掃及び設備管理を委託している旨供述しており、同一名称事業所に対し申立人について照会文書を送付したところ、同一名称事業所は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態等については確認できない旨回答している。

なお、同一名称事業所より提出された社史によると、昭和 33 年当時において、申立人が主張する業務内容（B国軍基地内の清掃業）及び勤務地について記録されていることが確認でき、同一名称事業所も、申立期間当時、申立人が主張する業務内容及び勤務地が存在していたことを認めている旨回答していることから、申立人の主張するA社は同一名称事業所であることがうかがえる。

しかしながら、同一名称事業所に係る適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同一名称事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している上司について、上記被保険者名簿から、同一名称事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した 22 人のうち、当該上司と同じ名字の事業主を確認することができるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間の勤務実態等について確認することができない。

さらに、上記の 22 人の中には、申立人が記憶している同僚と同じ名字の被保険者は見当たらない。

以上のことから、今回新たな情報からは、当委員会の当初の決定を変更すべき情報は認められず、仮に、申立人の主張するA社が同一名称事業所と同一会社であったとしても、申立人の申立期間の勤務実態は確認できず、同一名称事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 10 日から同年 12 月 5 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 50 年 12 月 5 日となっていることが確認できる。

また、B 社の事業主は、申立期間当時、従業員には試用期間を設けており、試用期間は、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していないと供述している。

さらに、A 社の元従業員二人も、同社には試用期間があり、試用期間に厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から同年 12 月まで  
A 事業所（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する A 事業所の当時の状況が、同事業所の元従業員等が供述する状況とおおむね一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 6 月 1 日であり、申立期間当時の A 事業所は、適用事業所となっていない。

また、B 社の現在の事業主は、申立期間当時、事業主が、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったため、従業員には国民健康保険及び国民年金に加入するように指示していたと供述している。

さらに、A 事業所の元従業員及び B 社の従業員の二人は、共に昭和 49 年頃に A 事業所に入社したが、当時、同事業所は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 11 月 30 日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の報酬月額が 90 万円であり、申立期間に係る標準報酬月額が 20 万円となっているのは事実と相違しているため、正しい記録に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る平成 5 年 8 月の随時改定の記録は同年 8 月 23 日に処理され、6 年 10 月及び 7 年 10 月の定時決定の記録は、適切な時期に処理されており、いずれも遡っての減額訂正は行われていないことから、社会保険事務所（当時）の処理に不合理な点は見当たらない。

また、A社の親会社であるB社の元経理担当取締役は、A社は平成 4 年頃から厚生年金保険料の滞納があったため、申立人及び同社従業員の標準報酬月額について、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い額を届け出たが、給与からは届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと供述している。

さらに、A社の申立期間当時の元経理担当者から提出された平成 5 年 12 月分、6 年 1 月分、同年 11 月分、同年 12 月分、7 年 1 月分、同年 3 月分及び同年 4 月分の給与明細書によると、報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた額であることが確認できる。

加えて、申立人は、A社の代表取締役ではあったが、B社がA社の経営を行っていたので、同社の経営には関与していないとしているが、上記元経理担当者は、同社は社会

保険料を滞納しており、申立人から指示されて社会保険事務所に出向いたと供述しているとともに、上記B社の元経理担当取締役は、申立期間に係る標準報酬月額を下げることにについては、申立人も出席していた同社の幹部会議において説明したと供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人の給与から源泉控除されていた厚生年金保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額であったことを確認することができない。

また、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月30日から41年1月5日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間も、同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親の経営するA社に入社し、長女の出産時に、2週間程度休んだことはあるが、そのほかには継続して勤務しており、申立期間も勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和39年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、41年1月5日に資格を再取得しており、申立期間の加入記録が無いことが確認できる。

そして、この資格喪失及び資格取得の記録については、社会保険事務所（当時）が、事業主から厚生年金保険の資格喪失届及び資格取得届が提出されていないにもかかわらず、その両方を誤って記録したとは考えられず、また、仮に、事業主から、昭和39年12月30日の資格喪失の届出が提出されていないとすれば、その後、40年8月に算定基礎届が提出されるはずであり、その処理の際に、社会保険事務所及び事業主は39年12月の資格喪失に係る処理の誤りに気が付いたはずであることから、事業主から記録どおりの資格喪失届及び資格取得届が提出されたためであると認められる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、15人の元従業員に照会したところ、申立人を記憶していると回答のあった6人のうちの5人は、「申立人の勤務状況を明確に記憶してない。」と供述しているものの、残りの一人は、「申立人は、工場で働いていたが、出産後、会社を一時退社していて、再入社した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年7月1日まで  
② 昭和21年7月1日から24年3月1日まで

A組合（B組合を経て、現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA組合及び同組合D支部に係る詳細な供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同組合同支部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の人事担当者は、「申立期間①当時のA組合の人事記録が無く、申立人の在籍は確認できない。また、当時、同組合では、厚生年金保険の加入は、本部役職員及び支部長のみで、支部の職員は、加入させておらず、保険料も控除していない。」と供述している上、同社から提出のあった「昭和19年3月1日現在 本部支部配給所要覧」に記載されている本部役職員及び支部長は、A組合に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に被保険者記録があるものの、支部の一般職員については、申立人を含めて記録が確認できない。

一方、申立人は、A組合D支部では、支部長ではなく職員であったとしていることから、申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者として、届出が行われ、給与から保険料が控除されていたとは認められない。

申立期間②については、A組合の元従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同組合に勤務したことは推認できる。

しかしながら、A組合に係る適用事業所名簿、健康保険労働者年金保険被保険者名簿

及びオンライン記録によると、A組合は、昭和 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。その後、同組合は同年 12 月にB組合に名称変更し、さらに、23 年 7 月からC社に名称変更しており、そして、24 年 3 月 1 日に再度、適用事業所となっており、申立期間②においては、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社の人事担当者は、「A組合は、従業員の反対によって適用事業所でなくなっており、その後、C社として適用事業所になるまでの期間については、その経緯からして、従業員を厚生年金保険被保険者としておらず、保険料を控除していたとは考えられない。」と供述している上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立期間②における厚生年金保険保険料控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から38年3月21日まで  
平成17年4月頃、社会保険事務所（当時）で支給される年金額を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。  
しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月21日の前後3年以内に資格喪失した者16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む8人に支給記録が確認でき、そのうち、申立人を含む7人は資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある従業員の一人名は、「受給するかどうか迷ったことなどから、会社が脱退手当金の請求書類を私の代わりに書いてくれた。」と供述していることに加え、他の同社における脱退手当金の支給記録が確認できる従業員一人名も、「脱退手当金については、自分で社会保険事務所に行った覚えは無く、郵送でも手続きした覚えは無く、会社で手続きしてくれたものと思う。」と供述していることなどを踏まえると、同社は脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、A社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年5月1日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 18 日から 43 年 8 月 21 日まで  
平成 22 年 9 月頃に届いた「確認ハガキ」を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金について請求手続を行ったことも受給したことも記憶に無いと申し立てている。

しかしながら、申立人は、A会に係る厚生年金保険被保険者証を保有しており、これには「脱手」という押印が認められる。一方、申立期間当時、脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をして、当該被保険者に返却することとされており、この「脱手」という押印により、申立人に申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと認められる。

また、A会に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した 31 名の脱退手当金の受給記録を確認したところ、申立人を含む 22 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 18 名については、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 7 名は、当該事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれた旨の供述をしていることを踏まえると、当該事業所では、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月7日から34年8月17日まで  
② 昭和35年1月4日から42年2月1日まで

平成22年11月に、年金事務所で年金額を改めて計算してもらったとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金が支払われたとする昭和42年8月22日は、長男を出産した3か月後であり、年金のことなど考える暇は無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和42年8月22日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社B支店に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年2月の前後3年以内に資格喪失した女性8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「事業所に脱退手当金の請求手続をしてもらった。」、また、他の一人は「事業所で脱退手当金の説明を受けたように思う。自分では手続していないので、事業所に代理請求してもらったのだと思う。」と供述をしていることを踏まえると、同社は代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から36年12月26日まで  
昭和55年に、父が社会保険事務所へ私の年金記録を確認しに行ったとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知らされた。  
しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、事業所からも脱退手当金に関する説明は受けていないので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和37年3月28日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である36年12月の前後2年以内に資格喪失した女性22名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「脱退手当金の受給については覚えていないが、退職する頃に会社の誰かから何らかの一時金が出る旨の説明を受けた記憶がある。自分で手続はしていないし、当時は親兄弟もいなかったのもので、会社以外が脱退手当金を請求することは考えられない。」と供述していることを踏まえると、同社は代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年3月28日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年4月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低い。確認できる資料は保有していないが、平成元年8月以降の給与額は妻の給与額と同じだったはずであり、社会保険事務所(当時)の入力ミスと思われるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社及び申立期間当時の事業主(申立人の妻)は、申立期間当時の申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料等を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

一方、申立人は、平成元年8月以降の給与額は妻の給与額と同じであったと申し立てているが、オンライン記録によれば、平成5年10月の標準報酬月額の定時決定では、実報酬月額が160万円であった妻及び150万円であった申立人は、共に健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額がそれぞれ当時の上限額である98万円及び53万円となっていたところ、妻は6年7月に健康保険の標準報酬月額が79万円(厚生年金保険の標準報酬月額は当時の上限額の53万円)に随時改定され、申立人は同年8月に健康保険の標準報酬月額が56万円(厚生年金保険の標準報酬月額は当時の上限額の53万円)に随時改定されていることが確認できる。

また、同じくオンライン記録によれば、厚生年金保険の標準報酬月額の上限額の制度改正による引上げ(53万円から59万円に引上げ)が行われた平成6年11月に、妻の厚生年金保険の標準報酬月額が上限額の59万円に、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が56万円に、それぞれ変更されたことが確認できる。

さらに、同じくオンライン記録によれば、平成7年10月の標準報酬月額の定時決定

では、妻及び申立人の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額は、それぞれ前月（平成7年9月）の金額から変更が無かったこと、また、8年4月に、申立人の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額が、妻と同じ79万円及び59万円にそれぞれ随時改定されていることが確認できる。

以上のオンライン記録では、社会保険事務所において申立人の申立期間に係る標準報酬月額の随時改定又は定時決定について、それぞれの処理日を含め、不合理な処理を行った形跡は見当たらない。

加えて、申立人が入力ミスであると主張する「56万円」の標準報酬月額について、社会保険事務所が、平成6年8月の随時改定時及び7年10月の定時決定時において、同じ入力誤りを行うとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から35年5月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では一度退職したがすぐに再就職しており、その再就職期間中に取得した運転免許証の写し等を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

運転免許証の取得時期など申立人自身の当時の勤務状況に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、上記被保険者名簿に記載されている事業主は既に死亡しており、同社における申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿に氏名のある複数の同僚又は従業員に照会し、そのうち連絡の取れた従業員の一人は、自身が昭和32年6月に退職した後の申立人の退職及び再就職については知らない旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人はA社において昭和30年12月1日に被保険者資格を取得し、32年8月20日に被保険者資格を喪失しており、オンライン記録の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。